

白岡市地域防災計画

第3編 風水害対策編 (案)

令和3年 月

白岡市防災会議

目 次

第3編 風水害対策編	247
第1章 風水害対策の総則	247
第1節 過去の水害と風水害の特徴	247
第2節 浸水想定区域	250
第3節 風水害対策の基本方針	252
第2章 風水害予防計画	253
第1節 地域防災力の向上	253
第2節 防災教育	257
第3節 防災訓練	260
第4節 風水害に備えた活動体制の強化	263
第5節 水害予防対策	273
第3章 風水害応急対策計画	275
第1節 応急対策の活動体制	275
第2節 事前措置及び応急措置等	280
第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達	282
第4節 水防活動	292
第5節 災害情報の収集伝達	294
第6節 広報広聴活動	296
第7節 自衛隊災害派遣要請	297
第8節 応援要請・要員確保	298
第9節 応援の受入	299
第10節 災害救助法の適用	300
第11節 救急救助・医療救護	301
第12節 避難支援	304
第13節 交通規制	312
第14節 障害物の除去	313
第15節 緊急輸送	314
第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給	315
第17節 遺体の取扱	316
第18節 環境衛生	317
第19節 応急住宅対策	319
第20節 文教対策	320
第21節 要配慮者への支援	321
第4章 風水害復旧及び復興計画	325
第1節 迅速な災害復旧	325
第2節 計画的な災害復興	325
第3節 生活再建等の支援	325
第5章 突風・竜巻等対策計画	328
第1節 突風・竜巻災害の現況	328
第2節 予防・事前対策	331
第3節 応急対策	334
第4節 復旧・復興対策	335
第6章 大規模水害対策計画	336
第1節 大規模水害に係る被害想定	336
第2節 大規模水害の特徴	336
第3節 大規模水害対策	337

第7章 雪害対策計画	340
第1節 雪害対策	340

第3編 風水害対策編

台風や梅雨前線等に伴う大雨による河川氾濫は、近年の気象予測技術の進歩によりある程度事前に予測することが可能になってきているが、その一方で異常気象などの過去に経験のない大雨に見舞われることも多くなってきている。

また、集中豪雨と呼ばれる短い時間に狭い範囲で発生する局地的大雨などは、その予測が難しく、予測できた場合でも対処する時間が極めて短い。

このような大雨をはじめとする風水害の特徴を踏まえ、この計画では日頃から行う防災・減災活動等に重点を置いた予防計画「第2章 風水害予防計画」、突発的又は暫時的災害が拡大する風水害に対処する初動・応急活動等に重点を置いた応急計画「第3章 風水害応急対策計画」、直接・間接に被害が及ぶ地域社会の迅速な復興と被災者の生活再建等に重点を置いた復旧復興計画「第4章 風水害復旧及び復興計画」、新たな災害リスクへの対応計画「第5章 突風・竜巻等対策計画」、「第6章 大規模水害対策計画」、「第7章 雪害対策計画」を定めている。

第1章 風水害対策の総則

第1章 風水害対策の総則においては、市の風水害履歴を把握するとともに、風水害予防計画、風水害応急対策計画等を策定する上での前提となる事項として、市に係る荒川及び利根川の浸水想定や風水害対策の基本方針、目標について整理する。

第1節 過去の水害と風水害の特徴

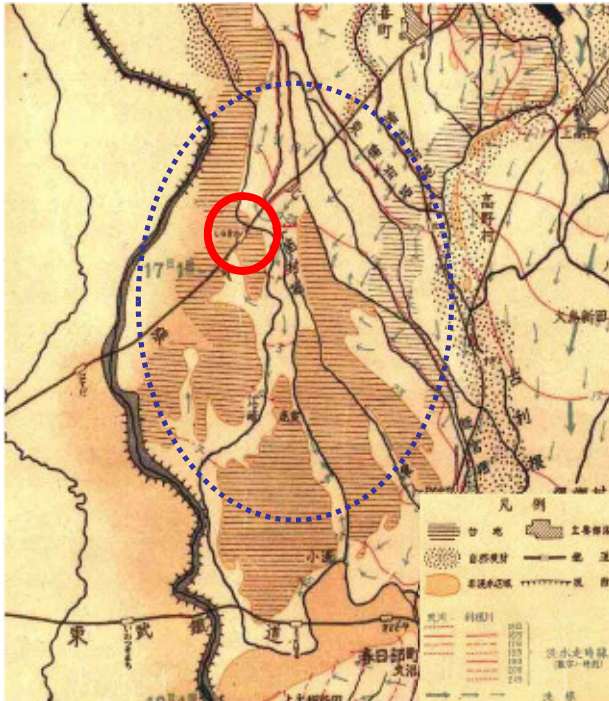
第1 カスリーン台風による水害

昭和22年9月15日6時に浜松南方の沖合に現れたカスリーン台風は、同日20～21時房総半島の南端を横切り、台風が本土に接近する前から停滞していた前線を刺激して13日から大雨となり、特に南東に面した山岳斜面は、降雨量が大きく、300～500mmとなった。9月16日0時20分、埼玉県北埼玉郡東村新川通地先(旧大利根町)において延長340m、茨城県猿島郡中川村長沼地先で延長250mの堤防が決壊し、氾濫水は東京に到達し、葛飾区、江戸川区の大半が水没した。この氾濫による浸水面積は約440km²にも及んだ。

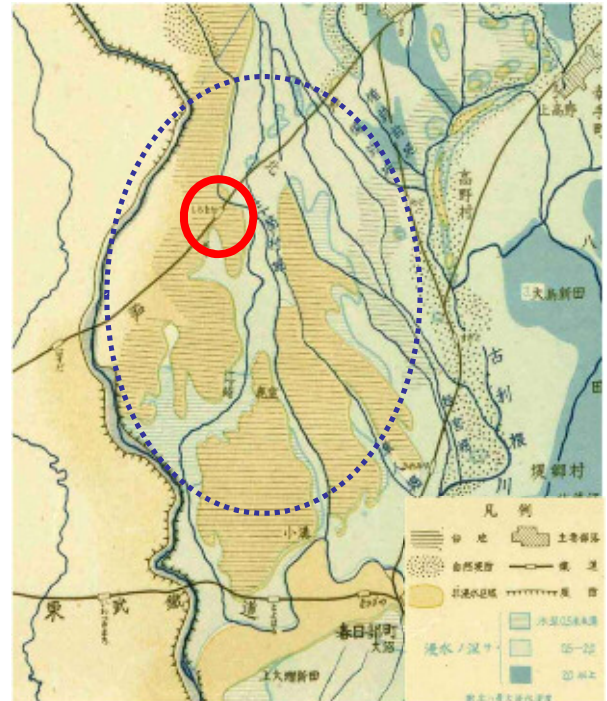
被害は、1都5県で家屋浸水が303,160戸(78,944戸)、家屋流出・倒壊が23,736戸(1,118戸)、死者1,100人(86人)、負傷者2,420人(1,394人)、田畑の浸水が176,789ha(66,524ha)に及んだ。()内は、県の被害状況を示す。

市における被害は、氾濫流が北東部や南東部から台地部を除く低地部に流れ込み、白岡駅の北側には19日に到達している。低地部での浸水深は、台地部周辺が0.5m未満、その他地区が0.5m～2.0mに達した。

【氾濫水到達線】



【浸水深】



出典：利根川上流河川事務所

第2 近年の水害

市では、台風などにより元荒川及び姫宮落川などの氾濫、中小河川の越流などにより、たびたび水害が発生している。

特に昭和57年9月の台風18号、平成3年9月の台風18号及び平成5年8月の台風11号では、人的被害はなかったものの道路冠水や河川の溢水、床下浸水などの被害があり、その都度河川改修や排水設備の増設などの対策に取り組んできた。

近年の水害は、堤防決壊による外水氾濫は発生しておらず、市街化の進展により河川や排水路に直接流入する雨水が増加し、中小河川や排水路の処理能力を超えることによる内水氾濫が発生している。

第3 最近の被害状況

過去5年間の市の風水害の主な発生形態は内水氾濫であり、ほぼ毎年、道路のアンダーパス部において冠水被害が発生している。これは近隣市町村とともに市においても台地部や水田等が開発され、市街化の拡大が行われたため、地下浸透や遊水機能が激減したことが要因となっている。この要因は、台風に伴う大雨や集中豪雨による雨水が一気に市内の中小河川へ流入し、急激に流量を増加させ、各河川及び排水路の排水機能の負荷が多くなり、内水災害が発生させている。

第3編 風水害対策編 第1章 風水害対策の総則
第1節 過去の水害と風水害の特徴

【風水害等の被害状況(平成19年～令和2年)】

発生日	被害状況	気象条件等
平成19年7月30日	アンダーパス冠水6箇所	時間最大雨量33mm、日雨量43mm
平成20年8月28～29日	道路冠水20箇所、床下浸水20箇所	28日：時間最大雨量33mm、日雨量43mm 29日：時間最大雨量19mm、日雨量48mm
平成21年8月7日	アンダーパス冠水10箇所、その他多数の冠水	時間最大雨量73.5mm、日雨量116.5mm
平成21年10月8日 台風18号	アンダーパス冠水5箇所	時間最大雨量40mm、日雨量127mm
平成22年7月26日	アンダーパス冠水5箇所、町内各所降雹による被害多数	時間最大雨量24mm、日雨量52.5mm
平成23年7月19～20日 台風6号	床上浸水、床下浸水1箇所、道路冠水その他多数冠水	時間最大雨量55.5mm、日雨量134mm
平成25年9月15～16日 台風18号	道路冠水13箇所、アンダーパス冠水7箇所	15日：時間最大雨量33mm、日雨量107mm 16日：時間最大雨量10.5mm、日雨量25mm
平成25年10月15～16日 台風26号	道路冠水8箇所、アンダーパス冠水5箇所	時間最大雨量23.5mm、積算雨量166mm
平成26年10月5～6日 台風18号	軽傷1人、道路冠水5箇所、そば畑冠水0.4ha	時間最大雨量20mm、積算雨量184mm
平成26年10月13～14日 台風19号	そば畑倒伏2.9ha	時間最大雨量17mm、積算雨量59mm
平成27年6月16日	道路冠水4箇所、宅地内及び一部道路冠水	時間最大雨量24.5mm、積算雨量63.5mm
平成28年8月22日 台風9号	道路冠水8箇所、アンダーパス冠水3箇所	時間最大雨量26.5mm、積算雨量100.0mm
平成29年7月4日 台風3号	道路冠水2箇所、アンダーパス冠水6箇所	時間最大雨量31.5mm、積算雨量80.5mm
平成29年10月22日～23日 台風21号	道路冠水10箇所、アンダーパス冠水7箇所、越水1河川、田冠水	22日：積算雨量100.5mm 23日：時間最大雨量17.5mm、積算雨量79.5mm
令和元年10月11～13日 台風19号	道路冠水12箇所、アンダーパス冠水10箇所、田冠水1箇所、その他公園冠水2箇所、越水1河川	11日：積算雨量4.0mm 12日：時間最大雨量33.0mm、積算雨量229.5mm 13日：積算雨量0.0mm
令和2年9月4日	道路冠水5箇所	4日積算雨量67.5mm、時間最大雨量63.5mm

出典：白岡市調べ

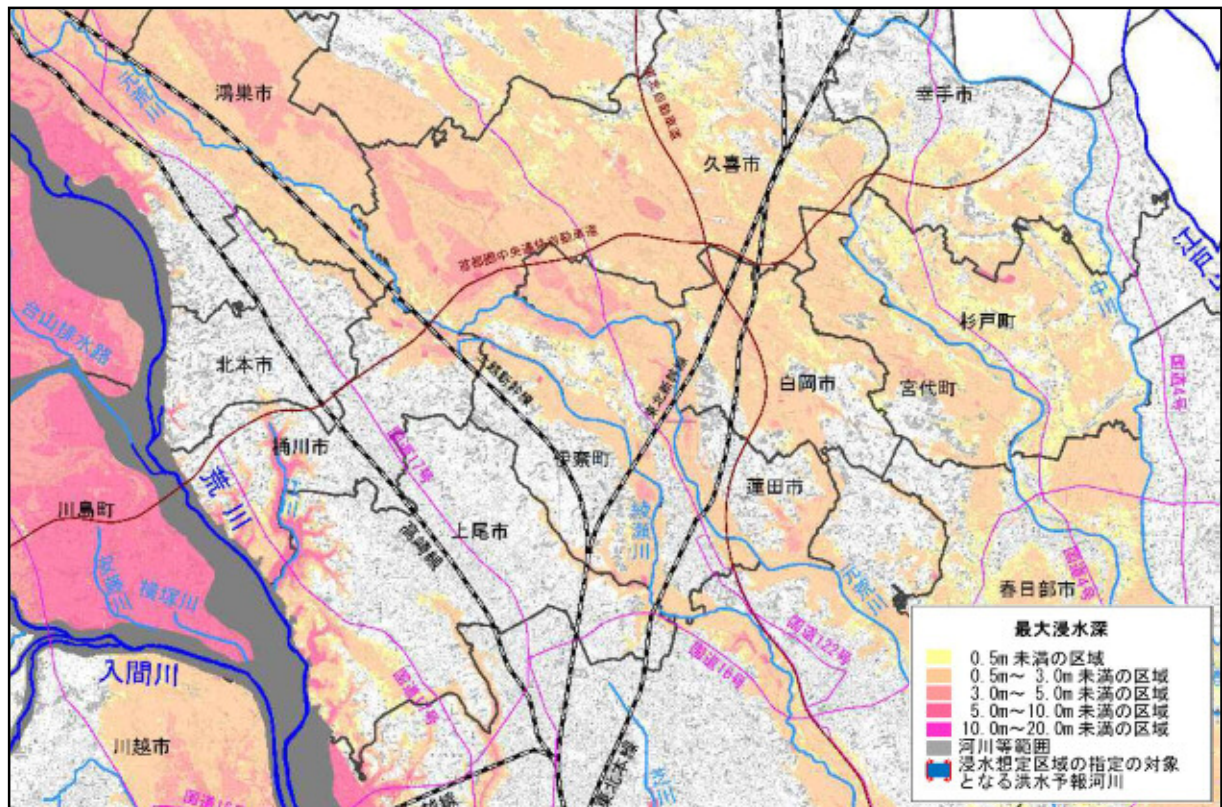
第2節 浸水想定区域

第1 荒川の浸水想定区域

国土交通省荒川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正により、想定され得る最大規模の降雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）により、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。

市に関する浸水想定区域を次に示す。

【荒川水系荒川浸水想定区域】



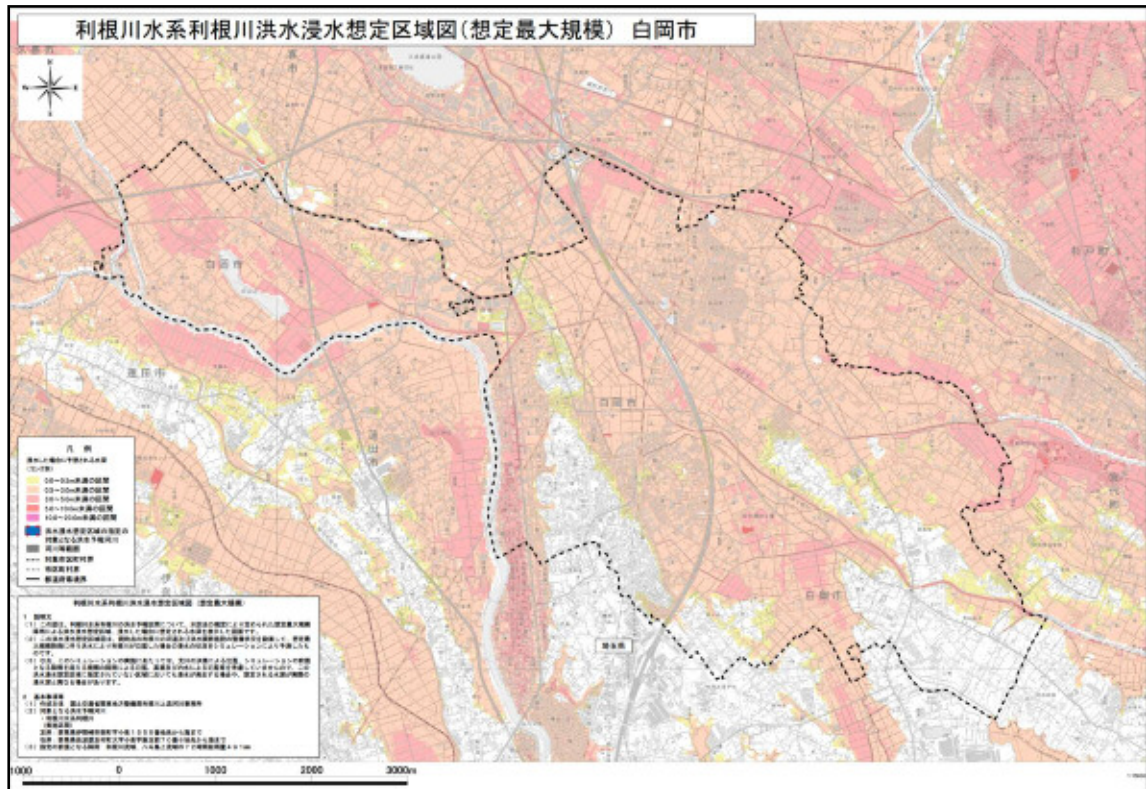
出典：荒川上流河川事務所「荒川水系荒川浸水想定区域（平成28年5月30日指定）」

第2 利根川の浸水想定区域

国土交通省利根川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正により、想定され得る最大規模の降雨（利根川上流域の八斗島上流域の3日間総雨量491mm）により、利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。

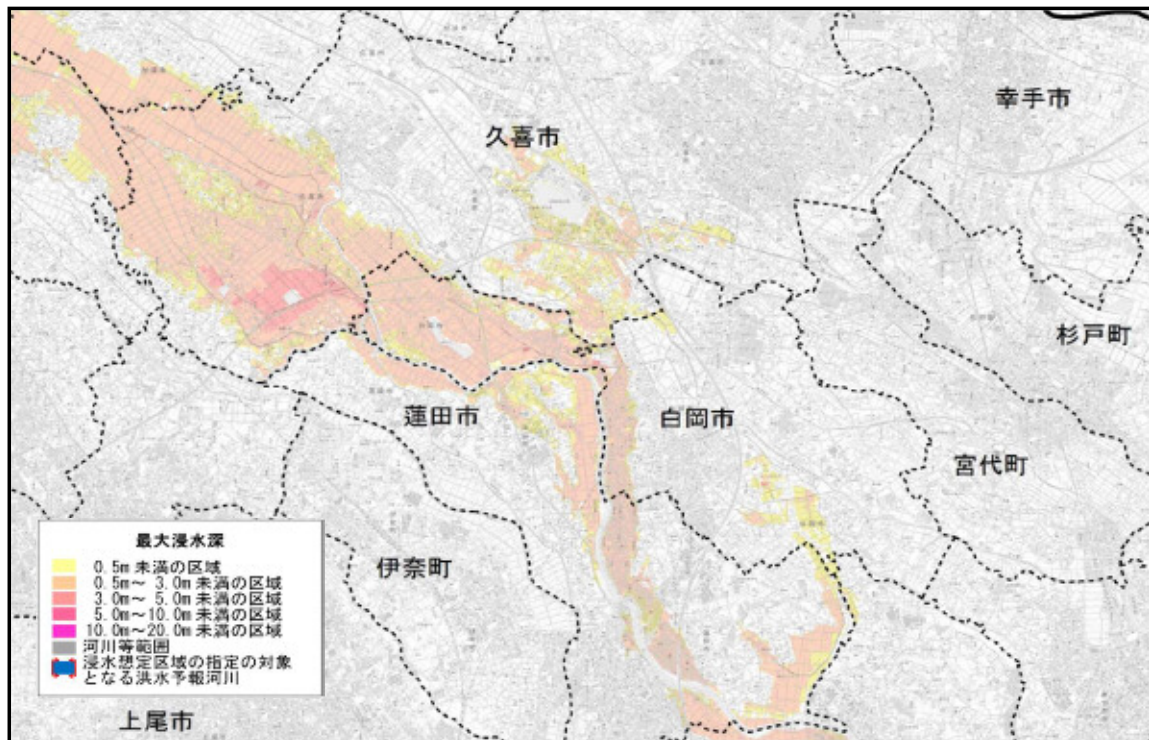
市に関する浸水想定区域（利根川水系利根川、利根川水系小山川（大臣管理区間））を次に示す。

【利根川水系利根川浸水想定区域図】



出典：利根川上流河川事務所「利根川水系利根川浸水想定区域図（平成29年7月20日指定）」

【利根川水系小山川浸水想定区域図（大臣管理区間）】



出典：利根川上流河川事務所「利根川水系小山川浸水想定区域図(大臣管理区間※)
(平成29年7月20日指定)」

※大臣管理区間：小山川左岸(埼玉県深谷市高島宇前久保50番3地先新明橋下流端から利根川への合流地点まで)
小山川右岸(埼玉県深谷市石塚宇住殿621番2地先 新明橋下流端から利根川への合流地点まで)

第3 白岡市までの到達時刻

荒川左岸の堤防が決壊した場合、市に浸水する可能性がある破堤点は、上流側は熊谷市久下地内（河口から 74.8km）から、下流側は鴻巣市糠田地内（河口から 63.2km）までの区間である。

この区間内では、鴻巣市荊原地内（河口から 70.4km）から同糠田地内（河口から 63.2km）までの区間で堤防が決壊した場合の到達時間が最も短く、堤防の決壊後約 9～12 時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

想定最大規模降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、市に浸水する可能性がある破堤点は、上流側は本庄市新井地内（河口から 183.5km）から、下流側は野田市瀬戸地内（河口から 96.5km）までの区間である。

この区間内では、加須市弥兵衛地内（河口から 135.0km）から五霞町川妻地内（河口から 129.0km）までの区間で堤防が決壊した場合の到達時間が最も短く、堤防の決壊後約 6～7 時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

利根川水系小山川の影響は、想定最大規模降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、約 21～24 時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

到達時刻の出典：地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）

<http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/>

第3節 風水害対策の基本方針

自然災害の多い我が国では、毎年のように全国各地で人的・物的被害を伴う風水害が発生しているが、大規模なものでは平成 29 年の九州北部豪雨災害、令和元年 9 月の台風第 15 号（令和元年度房総半島台風）、同 10 月の台風第 19 号（令和元年度東日本台風）などがあり、関東地方においても大きな被害が発生している。国や県では、こうした災害による教訓を反映し、利根川、荒川等の浸水想定や各種ガイドライン等の見直しを行っているが、重点的に検討されている事項は次のとおりである。

- ・浸水想定区域の見直し（想定降雨を計画最大から想定最大へ修正）
- ・避難勧告等の発令・伝達
- ・住民の避難行動の促進による人命の保護
- ・避難所における環境確保

市では、これらの重点事項を踏まえ、起こりうる最大規模の洪水を想定するため荒川及び利根川の浸水想定区域を把握するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織、行政区の防災教育及び防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定する。

第2章 風水害予防計画

日頃から防災、減災活動等に重点を置き、災害の発生を最小限にとどめるための予防計画とする。

第1節 地域防災力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」が求められ、台風や梅雨の大雨による河川の氾濫、集中豪雨による内水氾濫などから地域を守るため、各組織は市や防災関係機関と連携して、風水害予防対策に取り組める防災体制を整える。

第1 自助【市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）】

【安心安全課】

「自らの安全は自ら守る」（自助）の取組を促進・推進する。

1 身近な自助

- (1) 防災に関する学習
- (2) マイ・タイムラインの活用
- (3) 火災の予防
- (4) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (5) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (6) 食糧、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (7) ガラスの飛散・落下防止対策
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- (9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (12) 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加
- (13) 近隣の要配慮者への配慮
- (14) 家庭や地域での防災総点検の実施

2 実践的な自助

「震災対策編第2章第4節第1 2 実践的な自助」を準用する。

第2 共助【自主防災組織の強化】

【自主防災組織等】【安心安全課】

大規模な風水害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の参画の促進に努める。

1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織が結成されていない地域の結成を推進する。自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織結成を行う。

ア 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。

なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位とする（マンションの自治会等）。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(2) 活動の充実・強化

市は、次に示す事項に留意し、自主防災組織の指導・育成を図る。

ア 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）

イ 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

ウ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

市は、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。市は、既存の地域コミュニティである行政区・自主防災組織等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。なお、県は市が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

(3) 避難計画の周知

市は、市民一人ひとりの避難行動の向上を啓発するため、自主防災組織や行政区等へ避難計画を周知する。併せて、要配慮者の避難支援の取組についても周知する。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、おおむね次に示すとおりとする。

【自主防災組織の活動内容】

	活動内容
平常時	1 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成 2 日頃からの備えと風水害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 （例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布） 3 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施 （例 要配慮者に対する情報伝達・避難誘導等） 4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等 （例 初期消火資機材：軽可搬ポンプ、消火器等 救助用資機材：ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等 救護用資機材：救急医療セット等） 5 地域の把握 （例 危険箇所の把握、要配慮者の把握） 6 普通救命講習の受講
発災時	1 初期消火の実施 2 情報の収集・伝達 3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施

	活動内容
発災時	4 集団避難の実施 （特に、浸水想定区域内の要配慮者の安全確保） 5 避難所の運営活動の実施 （例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認） 6 要配慮者の安否確認、避難誘導支援 7 避難所での運営協力 （例 運営のルールづくり等）

第3 共助【事業所等の防災体制の充実】**【安心安全課】【消防署】**

事業所等は、大規模水害時に想定される被害事象や業務停止による影響を検討し、災害発生時であっても優先的に継続を必要とする重要業務をあらかじめ選定するとともに、目標復旧レベルや目標復旧時間を定める。また、これらの業務継続が確実に実行するための体制の整備や実施方法、手順等を検討する。

市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

1 一般企業の防災組織**（1）データ等のバックアップ対策の強化**

浸水想定区域内の民間企業等は、大規模水害時における被害の軽減と重要業務の継続性の確保を図る観点から、浸水による損失影響が大きい在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、これらのバックアップ対策を強化する。

（2）重要データ、書類等の上層階等への搬送体制の確保による被災回避

浸水想定区域内の一般企業は、業務継続上重要となる在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、浸水までの猶予時間にこれらを上層階等に移動するための手順や体制を検討する。

（3）電力等のライフライン途絶時の代替手段の確保

浸水想定区域内の民間企業等は、浸水に伴う停電被害に備え、非常用発電装置を配備するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にとどめるための対策を検討する。

また、その他のライフラインが途絶した場合の影響を軽減するための対策を検討する。

（4）大規模水害対策に対応した事業継続計画（BCP）の策定

浸水想定区域内の一般企業は、大規模水害に対応した事業継続計画の策定を推進する。また、計画を策定した機関は、その実効性を高めるため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた計画の改定を行う。なお企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

2 集客施設内の防災組織

浸水想定区域内の学校、病院、公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に安全な避難誘導を実施するための自主的な防災組織の育成指導に努める。

3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制

定や防災組織の活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。

4 事業所内の防災組織

事業所の自衛消防組織又は中小企業等の自主防災組織の確立を支援し、事業所又は中小企業等と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

また、中小企業等は、水害時に企業が果たす役割を認識し、各企業において水害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

5 高層建築物の防災組織

高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について指導・助言を行い、自主的な防災組織の整備、充実を図る。

6 要配慮者利用施設の防災組織

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

■資料-86 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

7 大規模工場等の防災組織

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

8 関係機関との協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進し、民間との協力体制の充実を図る。

また、次の機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員及び行政区
- (2) 農林商工関係団体
- (3) PTA その他の市民団体
- (4) 公共的団体

第4 共助 [地区防災計画の策定]

【安心安全課】

「震災対策編第2章第4節第5共助[地区防災計画の策定]」を準用する。

第2節 防災教育

市は、風水害による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境の整備に努める。

また、次の点に留意して、防災学習及び防災知識の普及の促進を図る。

(1) 地域特性と対策の対応

防災学習及び防災知識は、地域特性（浸水想定区域、避難所、冠水などの水害履歴等）を踏まえて、普及の促進を図る。

(2) 市民、自主防災組織、事業所等の防災学習

市民、自主防災組織、事業所等の防災学習対象者は、風水害時における避難のあり方を十分に理解しておく必要があり、対象者ごとに留意事項を明らかにして防災学習の促進を図る。

第1 市民に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

市は、市民に対して、防災知識の向上のため、防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

1 市民の防災学習の内容

- (1) 洪水発生のおそれと想定される被害
- (2) 浸水想定区域の浸水深及び避難所に係る周知啓発
- (3) 避難勧告等が発令されたときに市民がとるべき行動
- (4) 平常時から実施すべき水害への心構え
- (5) 過去の水害教訓の伝承（昭和22年のカスリーン台風における水害の教訓）

2 防災学習の方法

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用
常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センターの利用を広報し、広く市民に対して継続的に防災学習を実施する。
- (2) 洪水ハザードマップの更新及び作成配布
主に風水害に係る防災知識の普及啓発を図るため、市民向けの洪水ハザードマップの内容を更新し、風水害に関するPR資料として作成、配布する。
- (3) 防災学習用設備及び教材の貸出し
防災学習に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体等に対して貸出しを行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施
防災に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害体験者等を講師とした講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用
テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに防災学習を実施する。
- (6) 広報紙等の活用
広報紙、市ホームページ等に、風水害に関する情報を掲載する。
- (7) 特別警報、竜巻注意情報等の周知・啓発
市に特別警報や県に竜巻注意情報等が発表されたときの市民の適切な対応行動を含め、特別警報、竜巻注意情報等の周知・啓発を図る。
- (8) 風水害時の避難行動の周知・啓発

市は、風水害時に切迫する状況下において、市民一人ひとりが命を守るための緊急的な行動として、「避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月、内閣府）」に基づき、市が発令する避難勧告等と対応する避難行動（安全確保行動）について、広報紙及び市ホームページにて周知・啓発する。

また、避難時における新型コロナウイルス感染症対策として、埼玉県による「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）（令和2年5月、埼玉県）」に基づき、発熱等の症状がある場合の対応や、避難所以外での安全確保等について周知するものとする。

3 災害に関する各種資料の収集・提供

「震災対策編第2章第5節第1 3 災害に関する各種資料の収集・提供」を準用する。

第2 児童・生徒に対する防災教育

【教育指導課】

学校教育における防災教育は、家庭・地域社会との連携を図り、各学校における防災教育のねらいや重点などを明確にし、それらを学校の教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に行う。

また、風水害に際しては、防災意識の向上を図るため、学校の社会教育活動全体を通して災害教訓を伝承することに努める。

1 各教科等による防災教育

児童・生徒の発達段階などに応じ、児童・生徒一人ひとりが災害に対して適切に対応する態度や能力が確実に身につけられるようにする。

各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間など、様々な時間を利用して、過去の大規模水害の教訓を伝承するとともに、洪水の発生、現在の防災対策、洪水時の正しい行動及び安全な避難等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。身の回りの環境を災害の観点から見直すことより、防災を身近な問題として認識させる。

- （1）小学校低学年では、洪水が発生したときに、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な避難行動ができるようにする。
- （2）小学校中学年では、洪水時に発生する様々な危険について知り、自ら安全な避難行動ができるようにする。
- （3）小学校高学年では、日常生活の様々な場面で発生する風水害の危険性を理解し、安全な避難行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りできるようにする。
- （4）中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技術の習得、防災への日常の備え、的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や洪水時の避難所運営の補助などを体験し、ボランティア活動の大切さについて理解を深める。

2 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や大規模水害や竜巻の被災者の講演、カスリーン台風の被害等による疑似体験及び防災学習センター等での暴風体験学習を実施する。

3 教職員に対する防災研修

防災研修は、教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒のこころのケア及び

災害発生時に特に留意する事項等に関しその周知徹底を図る。

第3 自主防災組織に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

「震災対策編第2章第5節第3 自主防災組織に対する防災教育」を準用する。

第4 職員に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

応急対策の実行主体となる市職員は、風水害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

1 市職員に対する防災教育

(1) 職員初動マニュアルの配付・周知

災害発生時の職員参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「職員初動マニュアル」を配付し、周知する。

(2) 実践的な現地訓練の実施

避難勧告等の伝達や避難誘導を行う対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

(4) 通信機器等の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本操作の習熟のため研修を実施する。(燃料の補給、自家発電機等の始動操作、機器管理など)

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、風水害時の応急活動を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

第5 防災上重要な施設に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

「震災対策編第2章第5節第5 防災上重要な施設に対する防災教育」を準用する。

第6 事業所に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

「震災対策編第2章第5節第6 事業所に対する防災教育」を準用する。

第3節 防災訓練

風水害時に迅速かつ的確な行動をとるためにはどのような行動をとるべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民との間の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証などの副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- (1) 実践的な訓練の実施
- (2) 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気作り等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

第1 総合防災訓練の実施

【防災関係機関】

「震災対策編第2章第6節第1 総合防災訓練の実施」を準用するとともに、風水害時における迅速な避難行動がとれるよう、実践的な避難訓練を実施する。

第2 実践的な個別訓練の実施

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内事業所の協力、連携のもとに具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

1 市が実施する避難訓練

- (1) 市の避難訓練

時宜に発令（設定）されている警戒レベルに基づき、円滑、迅速かつ確実に伝達及び立ち退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加のもと、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

- (2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

風水害時の幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、浸水想定区域内の要配慮者施設管理者に対し、安全な避難を目的とした実践的な訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

2 市職員の訓練

- (1) 非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時など）を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

- (2) 応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるよう、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

- (3) 情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

- (4) 災害想定訓練（図上訓練）

市は、風水害時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上

訓練等を実施する。

(5) 他市町村の防災訓練への参加

市は、広域災害が発生した場合に他市町村との連携が円滑に実施できるよう、他市町村が実施する防災訓練に市職員を派遣する。

第3 事業所、自主防災組織等の訓練

【安心安全課】【消防署】

風水害時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。

そのため、事業所、自主防災組織及び市民等は、日頃から訓練を実施し、災害発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

1 事業所等における訓練

市は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、市の消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。なお、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場、地下施設等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保や浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

2 要配慮者利用施設における訓練

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難誘導に関する事項や防災訓練に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

3 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織が、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関連機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防署と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 風水害時の情報収集・伝達訓練
- (2) 風水害時の初期消火訓練
- (3) 風水害時の救出・救護訓練
- (4) 風水害時の避難誘導訓練
- (5) 風水害時の給水訓練・炊き出し

第4 水防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

- (1) 水防法第4条の規定により指定された水防管理団体（白岡市）が、水防管理団体の水防計画に基づき実施する。

- (2) 訓練の方法

出水時期に実施することとし、水防管理者（市長）が要領を定める。

第5 防災訓練の検証

【安心安全課】

「震災対策編第2章第6節第4 防災訓練の検証」を準用する。

第6 消防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

「震災対策編第2章第6節第5消防訓練」を準用する。

第4節 風水害に備えた活動体制の強化

風水害時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が風水害に対応できる体制を確立する。

第1 活動体制の整備

【全職員共通】

初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うために、あらかじめ体制の構築を図る。

1 初動体制の整備

各部は、確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急に必要な初動職員の確保に努める。

(1) 職員の役割

ア 職員は、「職員初動マニュアル」を参照し、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 各班は、「職員初動マニュアル」を補完するものとして、各班独自に初動体制時の活動内容について詳細な班別行動マニュアルを作成しておき、常に必要な見直し、修正を実施する。

(2) 避難所参集職員の確保

大雨・洪水警報発表後の局地的な水害の発生後に、迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を「避難所運営職員等一覧表」に定めておくとともに、指定された職員は、自分の任務、参集場所等を十分習熟するよう努める。

2 警戒体制・非常体制（災害対策本部設置）の整備

(1) 配備体制の明確化

的確に応急対策が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制、班体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討しておく。

ア 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）

イ 浸水等により市庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設

(2) 警戒レベル等の発令基準の改善

市は、移動に要する時間を含めた避難完了までに要する時間を把握し、雨量、河川水位の状況、気象警報・洪水予報の発表状況等に応じた適切な警戒レベル等の発令のタイミングを検討しておく。

(3) 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

(4) 活動体制等の周知・徹底

市は、職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割を示した「職員初動マニュアル」の活用等に必要事項の周知、徹底に努める。

(5) 浸水を想定した庁舎等における災害対策本部の整備

市は、浸水により庁舎等が孤立した場合を想定し、災害対策本部業務等の継続性の確保を図る観点から、重要となる書類、データ、機器類等の選定を行い、浸水までの猶予時間にこれらを上層階等や代替施設に移動するための手順や体制を整備する。

また、浸水に伴う停電に備え、非常用発電装置を配備するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にと

どめるための対策を実施する。

さらに、孤立の長期化への対策として、浸水を考慮した場所に飲料水・食糧、生活必需品や医薬品、必要な資機材等を備蓄するとともに、非常用発電装置用の燃料の補給をはじめ、必要物資等の浸水地域外からの調達体制を検討する。

3 逃げ遅れた場合の被災回避

(1) 緊急避難に利用可能な施設等の確保

指定避難所の上層階、浸水想定区域外の公共施設や広場等への避難が遅延した場合に備え、緊急避難収容施設等を確保するよう努める。

(2) 利用可能な施設の管理主体との利用協定の締結

指定避難所に指定されていない民間ビルやマンション、立体駐車場等の緊急避難に利用可能な施設の管理主体と利用協定を締結し、被災時の円滑な利用と連絡体制の整備に努める。

4 孤立者の救助

(1) 孤立発生場所の把握体制の整備

市は、孤立者の確認を迅速に進めるため、ボート等による孤立者の所在確認体制の整備に努める。併せて、孤立者が自ら所在を知らせるための方策やツール等を検討する。

(2) 救助活動に必要な資機材の確保

救助用ボート等を整備するとともに、救助活動に必要な資機材を確保する。

また、救助時における県のヘリコプターの有効利用を図るため、臨時ヘリポート等の追加登録と情報の共有化を進める。

5 応援協力体制の充実

大規模な風水害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、国、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

(1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日頃から連携強化に努める。

(2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日頃から通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を県に要請する。そのため、市は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(5) 他市町村との相互応援協力

市は、災害時に県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速な派遣要請ができるよう努める。

(6) 指定公共機関等の連携強化

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日頃から連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

市は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実するための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

6 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

「震災対策編第2章第8節第1 4 業務継続計画（BCP）の策定及び推進」を準用する。

7 応急対応、復旧復興のための人材の確保

「震災対策編第2章第8節第1 5 応急対応、復旧復興のための人材の確保」を準用する。

8 罹災証明書の発行体制の整備

「震災対策編第2章第8節第1 6 罹災証明書の発行体制の整備」を準用する。

第2 防災拠点の整備 【安心安全課】【道路課】【下水道課】【経営課】

「震災対策編第2章第8節第2 防災拠点の整備」を準用する。

第3 情報通信設備の整備 【安心安全課】

「震災対策編第2章第8節第3 情報通信設備の整備」を準用する。

第4 ボランティア活動の環境整備 【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】

「震災対策編第2章第8節第4 ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第5 消防 【消防署】【安心安全課】

「震災対策編第2章第3節第3 消防力の強化」を準用する。

第6 救急救助 【消防署】

「震災対策編第2章第8節第5 救急救助」を準用する。

第7 医療救護 【保険年金課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】

「震災対策編第2章第8節第6 医療救護」を準用する。

第8 避難**【安心安全課】【各施設の所管課】**

風水害が発生した場合は、洪水等により、市民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。

このため、これらの地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、流出等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。

1 避難所等の指定及び整備**【安心安全課】【各施設の所管課】****(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定**

避難者は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために指定緊急避難場所に避難し、被害の状況を確認したのち、浸水や流出等により自宅に帰宅できない被災者については、被災者の生活環境を確保するために一定期間、指定避難所で収容する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

避難所等一覧を「風水害対策編第3章第9節第5 避難所の開設」に記載する。

【指定緊急避難場所・指定避難所の区分及び内容】

区分	内容
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。

(2) 支援避難所の指定

避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、集会所や自治会館等を支援避難所として位置づける。最近の新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容人数が減らされる傾向にあるため、平常時からできる限り多くの避難所の確保を検討しておく。

(3) 福祉避難所の指定

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的として福祉避難所を指定促進する。福祉避難所の増設にあたっては、別途「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、その内容に従って進めていくこととする。

また、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等と、災害時の受入体制及び移送体制等が確保できるよう、協定を締結することを検討しておく。

(4) 要配慮者のための避難所における福祉避難室の検討

指定避難所となっている各施設の所管課は、多人数での共同生活が困難な障がい者等の収容や、介護や医療相談等を受けることができる空間として、指定避難所に福祉避難室を整備することを想定し、空き教室等の独立した空間や物資・器材等の事前整備に努める。

(5) 避難所等の整備**ア 災害に対する安全性の確認**

避難所に指定した施設については、災害に対する安全性を点検し、避難所の開設時の判断資料とするほか、対象地域の市民に対しても周知する。市は、地域性、施設及び周囲の安全性、収容人員等を考慮し、指定避難所、支援避難所及び福祉避難所を指定する。

また、安全な避難を確保するため、市民にわかりやすい通学路を避難路に指定し、その他周辺状況を踏まえ、幹線道路等の避難路への指定に努める。

イ 良好な生活環境の確保

指定避難所に指定した施設については、施設管理者は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等生活環境が良好に保たれるよう配慮するものとする。

ウ 機能の強化

指定避難所に指定されている施設では、飲料水、食糧の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

また、指定避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。

避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

＜避難所環境の整備・電源や燃料の多重化（例）＞

（ア）LP ガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置

（イ）停電対応型空調機器の設置

（ウ）ガスコージェネレーションの設置

（エ）太陽光発電や蓄電池

（オ）ソーラー付 LED 街灯

エ 感染症対策用資材の備蓄

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- ・避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- ・避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド など
- ・その他資材：パーテーション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など

2 避難計画の策定

【安心安全課】

「震災対策編第2章第8節第7 2 避難計画の策定」を準用する。

3 各施設の避難計画

【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】

（1）防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア 病院

健康増進課は、病院と協力して患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、収容施設の確保、移送の実施方法等に関して把握し、避難の万全を期する。

イ 高齢者、障がい者、児童等の社会福祉施設

福祉課、高齢介護課は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、市社会福祉協議会、施設管理者の協力のもと、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

ウ 高層ビル、駅等の不特定多数の人が出入りする施設

安心安全課は、施設管理者と協力して、それぞれの地域特性や人の行動、心理の特

性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関して周知徹底を図り、避難の万全を期する。

エ 工場、危険物保有施設

消防署は、危険物、その他火薬類、液化石油ガス等の爆発、引火するおそれのある物品を貯蔵する建築物又は設置場所等の実態把握若しくは法令規制違反事項の是正に努める。また、危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防災教育の徹底を図り、避難の万全を期する。

(2) 学校等の避難計画

教育総務課、教育指導課は、学校等において、多数の児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる避難計画を定めるよう支援する。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

風水害発生時における児童及び生徒の生命の安全を確保するため、あらかじめ防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、小中学校管理規則等に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件（浸水想定区域内外）及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。

なお、消防用設備等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、綿密に機能等を点検する。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し、的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防署、警察署、他市町村及び自治会等と密接な連携のもと、安全性の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(3) 高層集合住宅等の避難計画等

高層集合住宅では、災害時の避難に困難を伴うため、市民及び管理者は、次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、市等の協力を得て必要な訓練等を実施し、避難の万全を期する。

ア 自主避難の適切な判断

イ 避難勧告又は避難指示等の迅速な伝達

ウ ヘリコプター、はしご車等による救出

エ 居住者の把握

オ 倒壊救出対策

4 避難誘導体制の確立

(1) 避難誘導体制の確立

市民の避難行動は、自発的な自主避難による避難行動も予想される。そのため、災害発生時の避難誘導は、安全を確保することを前提に、冠水箇所や危険箇所を把握の上、安全な自主避難に合致したものとなるよう避難誘導体制の整備に努める。

(2) 案内標識、誘導標識等の設置

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、日頃から市民への周知を図るなど、速やかな避難ができるような対策を講じる。

(3) 夜間又は停電時の避難対策

夜間又は停電時における避難に備え、非常灯及び自家発電設備等の照明設備を整備する等の対策を検討する。また、市民に対しても、懐中電灯等を各家庭で準備しておくように周知を図る。

(4) 避難路等の周知

中心市街地等で狭隘な道路が多い地区における避難については、複数の被害想定を立て、避難所への避難訓練を含む市民参加の防災訓練等を実施し、自主防災組織等と一体となり、迅速な避難行動が取れるよう日頃から市民に周知を図るなど啓発活動を行う。

(5) 避難所要員、誘導員の配置

災害時には、「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所等に避難所要員を配置するほか、久喜警察署と連携してアンダーパスなどの危険箇所や道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施及び各避難所の収容状況を確認し、避難所へ誘導する等の体制づくりを今後検討する。

(6) 広域避難の連携体制

市は、広域地域間における円滑な連携活動のあり方を検討するため、周辺市町等からなる協議会を設けるなどの連携体制の構築を図る。

5 避難所運営マニュアルの策定

「震災対策編第2章第8節第7 5 避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

6 ヘルプカードの配布

「震災対策編第2章第8節第7 6 ヘルプカードの配布」を準用する。

第9 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【水道課】【経営課】

「震災対策編第2章第8節第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備」を準用する。

第10 帰宅困難者（帰宅抑制）対策 【安心安全課】【教育指導課】【学び支援課】【いきいき教育課】

「震災対策編第2章第8節第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策」を準用する。

第11 遺体の埋・火葬

【市民課】

「震災対策編第2章第8節第10 遺体の埋・火葬」を準用する。

第12 廃棄物処理対策

【環境課】

「震災対策編第2章第8節第11 廃棄物処理対策」を準用する。

第13 防疫対策

【健康増進課】【環境課】

「震災対策編第2章第8節第12 防疫対策」を準用する。

第14 応急住宅対策

【建築課】

「震災対策編第2章第8節第13 応急住宅対策」を準用する。

第15 動物愛護

【環境課】

「震災対策編第2章第8節第14 動物愛護」を準用する。

第16 文教対策

【教育総務課】【教育指導課】

「震災対策編第2章第8節第15 文教対策」を準用する。

第17 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに市民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共施設等の人が多く集まる施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 災害時の要配慮者に係る定義

ア 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者、外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

イ 避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

ウ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根ざした幅広い団体のなかから、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

(3) 適時・的確な警戒レベル等の発令・伝達

市は、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、適切な警戒レベル等の発令基準を検討する。

市は、障がい者に対するインターネットやテレビの字幕放送、ラジオ放送、メール読み上げ機能付きの携帯電話など多様な情報伝達手段の活用による確実な情報伝達の実現に努める。

2 避難行動要支援者の安全対策

「震災対策編第2章第8節第16 2 避難行動要支援者の安全対策」を準用する。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 施設管理者

ア 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な風水害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は、これを指導する。

イ 緊急連絡体制の整備

(ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援システムの確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建築物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させる、又は相互の職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制、他施設への職員の派遣体制の整備を行う。また、施設管理者は市内又は近隣市町における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

オ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、通常の避難所では生活が困難な在宅の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

カ 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市は、これを指導する。

(ア) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）

(イ) 飲料水（3日分以上）

- (ウ) 常備薬（3日分以上）
- (エ) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- (オ) 照明器具
- (カ) 熱源
- (キ) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

キ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識の普及啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」を周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施し、市は、これらを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日頃から近隣の行政区やボランティア団体及び近くの小中学校・高校等との連携を図る。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図る。

ケ 施設の耐震・不燃化対策

施設管理者は、建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修及び不燃化を行う。

コ 搬送手段の確保

浸水想定区域内の施設管理者は、施設入所者等を他施設へ円滑に搬送するため、救命講習を修了している運転手が勤務するタクシー事業者との協定締結等により、搬送手段の確保を図る。

(2) 市

ア 情報伝達体制の整備

社会福祉施設を支援するために、施設入所者の搬送・移送に必要な時間を考慮し、気象情報、河川の水位情報、氾濫情報、警戒レベル等の情報を適切なタイミングで伝達できる情報伝達体制を整備する。

イ 災害対策を網羅した消防計画の策定

計画及びマニュアルの策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。

ウ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化し、施設の建築物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させる、又は職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

エ 社会福祉施設等の耐震・不燃化

施設管理者は、建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修、不燃化を行うよう指導する。

4 要配慮者全般の安全対策

「震災対策編第2章第8節第16 4 要配慮者全般の安全対策」を準用する。

5 外国人の安全対策 【地域振興課】

「震災対策編第2章第8節第16 5 外国人の安全対策」を準用する。

第5節 水害予防対策

第1 治水対策

1 現状

都市化が進み、保水・遊水機能を有する農地等が減少したため、大雨時の出水による道路や住宅等の冠水・浸水が生じるようになってきている。

また、集中豪雨や台風等が多数発生していることから、迅速な水害等の対応が求められているため、計画的な治水対策を図る必要がある。

2 整備方針

雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川・池沼の効率的な維持・管理・改良を行う。また、河川改修、調節地等の整備を県に要望し、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により総合的な治水対策を推進する。

第2 水防法に基づく浸水想定区域の周知等

1 洪水ハザードマップの作成・公表

(1) 国が管理する河川

国管理河川の洪水浸水想定区域図は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm、利根川上流域の八斗島上流域の72時間総雨量491mm）、があった場合に浸水が想定される区域を表示したもので、本市には、荒川水系荒川、利根川水系利根川、利根川水系小山川（大臣管理区間）の3河川が関係している。

洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、市は、水防法第15条に基づき、地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされていることから、市では平成30年4月に洪水ハザードマップを作成、公表している。

(2) 県が管理する河川

県が管理する河川のうち、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川において、本市に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模）はないが、県は、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、令和2年5月に水害リスク情報図を公表している。

水害リスク情報図が公表された場合、「埼玉県管理区間の氾濫に関する減災対策協議会」の構成員となっている市町村は、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民等に周知するとされていることから、市はこうした取り組みを進めていくものとする。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

「風水害対策編第3章第9節避難支援」において、浸水想定区域内に居住する市民への警戒レベル等の伝達、避難誘導等を定めることにより円滑かつ迅速な避難を確保する。

第3 地盤沈下対策

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下に

よる建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水をリアルタイムで監視するテレメーターシステムを平成14年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、市は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により第1種指定地域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 応急対策の活動体制

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を県知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

第1 活動体制及び配備基準

【全職員共通】

1 配備体制

市における風水害対策に係る配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

【配備体制及び配備基準】

配備体制	配備基準	活動内容
待機体制	1 大雨、洪水、強風等の注意報（注1）が発表されたとき。 2 24時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「水防団待機水位」を超えたとき。 4 その他、総合政策部長が必要と認めたとき。	通常の組織で情報収集や連絡活動が行える体制とする。
警戒体制	1 暴風、大雨、洪水等の警報（注1）が発表され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「避難判断水位」に達したとき。 4 その他状況により副市長が必要と認めたとき。	情報の収集伝達活動を強化するとともに、小規模な災害の発生に対処できる体制とする。
非常体制 第1配備 （災害対策本部の設置）	1 暴風又は大雨特別警報（注1）が発表され、重大な災害の発生するおそれが著しく大きいとき。 2 市内に局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「氾濫危険水位」に達したとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を庁議室に設置し、局地災害に直ちに対処できる体制をとるとともに、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる体制とする。
非常体制 第2配備 （災害対策本部の設置）	1 市内に相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 荒川、利根川の各観測地点の水位（注2）が「氾濫危険水位」を超え、重大な災害の発生するおそれがさらに高まったとき。 3 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を庁議室に設置し、救助・救護活動を行い、災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。また、市民の避難を完了させるとともに、新たに氾濫が及ぶ区域の避難誘導及び逃げ遅れた市民の救助を行う。

注1) 特別警報・警報・注意報については、「風水害対策編第3章第4節第1 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準」を参照のこと。

注2) 利根川、荒川の各観測所の水位については、「風水害対策編第3章第4節第2 2 国土交通大臣の水防警報」を参照のこと。

配備体制の決定権者及び決定権者の代理者は、次のとおりである。

【配備体制の決定権者及び代理者】

配備体制の決定権者		決定権者の代理者		
		第1順位	第2順位	第3順位
待機体制	総合政策部長	安心安全課長	企画政策課長	総務課長
警戒体制	副市長	総合政策部長	安心安全課長	企画政策課長
非常体制第1配備	市長	副市長	教育長	総合政策部長
非常体制第2配備	市長	副市長	教育長	総合政策部長

2 体制の解除、本部の廃止及び移行

【体制の解除、本部の廃止及び移行】

配備体制	体制の解除、本部の廃止及び移行
待機体制	総合政策部長は、次の基準に達した場合、待機体制を解除する。市長にこの旨を連絡する。 1 待機体制の原因となった注意報等による被害が認められないとき。 2 気象情報の収集や連絡活動の必要性がなくなったとき。 3 気象警報の発表や台風の接近状況の変化により、待機体制では対処しきれず、警戒体制に移行する必要性が生じたとき。
警戒体制	副市長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除する。市長にこの旨を連絡する。 1 警戒体制の原因となった警報等による被害が認められないとき。 2 警戒活動の必要性がなくなったとき。 3 二次災害の拡大により、警戒体制では対処しきれず、非常体制第1配備に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第1配備	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第1配備を解除する。 1 非常体制第1配備の原因となった風水害による被害が認められないとき。 2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 3 二次災害の拡大により非常体制第1配備では、対処しきれず、非常体制第2配備に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第2配備	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制を解除する。 1 発生した被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 2 災害発生のおそれなくなり、警戒体制に移行するとき。

第2 配備体制と職員の配置

【全職員共通】

応急対策に必要な人員を確保するため、次のとおり職員を配備する。

【配備体制】

部（部長）	班	班長	配備体制			
			待機体制 水防団待機 水位	警戒体制 避難判断水位	非常体制 第1配備 氾濫危険水位	非常体制 第2配備 氾濫危険 水位
総合政策部 (総合政策部長)	安心安全班	安心安全課長	●	○	○	○
	企画政策班	企画政策課長		○	●	○
	秘書広報班	秘書広報課長		○	●	○
	総務班	総務課長		○	●	○
	財政班	財政課長		○	●	○
	税務班	税務課長			●	○
	出納班	会計課長			●	○
	議会事務局班	議会事務局長			●	○
市民生活部 (市民生活部長)	地域振興班	地域振興課長			●	○
	商工班	商工観光課長			●	○
	農政班	農政課長		○	●	○
	市民班	市民課長			●	○
	環境班	環境課長		○	●	○
健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班	福祉課長		○	●	○
	子育て支援班	子育て支援課長		○	●	○
		保育課長		○	●	○
	高齢介護班	高齢介護課長		○	●	○
	援護班	保険年金課長		○	●	○
都市整備部 (都市整備部長)	保健衛生班	健康増進課長		○	●	○
	資材班	街づくり課長		○	●	○
	土木班	道路課長		○	○	○
	建築班	建築課長		○	●	○
上下水道部 (上下水道部長)	水道班	水道課長		○	○	○
	下水道班	下水道課長		○	○	○
	上下水道庶務班	経営課長		○	○	○
学校教育部 (学校教育部長)	教育総務班	教育総務課長		○	●	○
	教育指導班	教育指導課長		○	●	○
生涯学習部 (生涯学習部長)	社会教育班	学び支援課長		○	●	○
		いきいき教育課長		○	●	○

◎：全職員

●：各班 1/3 以上（各班が定める）

○：当該災害に関係する職員又は災害対策本部長が必要と認める職員

第3 災害対策本部の設置

【全職員共通】

1 災害対策本部の設置

市長が非常体制を指令する必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

■資料-27 白岡市災害対策本部条例

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁議室に設置する。

なお、庁舎が浸水し、使用不可能が見込まれる場合は、市長の指示する代替施設に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部代替施設リスト 風水害時】

順位	施設名	所在地	代表電話
1	保健センター分館	白岡市白岡 1172	93-6132
2	菁莪中学校	白岡市下野田 927	92-1706

3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに関係機関等に通知する。

【関係機関通知先リスト】

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県消防防災課	県の防災行政無線、電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	安心安全班（安心安全課）
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
久喜警察署	電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
議会	電話、ファクシミリ	議会事務局班（議会事務局）
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班（秘書広報課）
応援協定締結市町村等	電話、ファクシミリ	企画政策班（企画政策課）
市民	市の防災行政無線、市ホームページ	秘書広報班（秘書広報課）

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

■資料-4 防災関係機関連絡一覧

第4 災害対策本部の運営

【全職員共通】

「震災対策編第3章第1節第4 災害対策本部の運営」を準用する。

■資料-87 水害等における緊急出動職員連絡系統図

第2節 事前措置及び応急措置等

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事前措置及び応急措置をとることを指示する。

第1 市長の事前措置及び応急措置

【安心安全班】

1 市長の出動命令等

市長は、災害対策基本法第58条に基づき、消防機関若しくは水防団に出動の準備又は出動を命じる。

また、警察官の出動を求めるなどの災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備を要請する。

2 市長の事前措置等

市長は、災害対策基本法第59条第1項に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

警察署長等は、市長から要求があったときは、災害対策基本法第59条第2項に基づき、第1項に規定する指示を行うことができる。この場合において、同項に規定する指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第2 市長が実施すべき応急措置の代行

【安心安全班】

県知事は、災害発生時において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第73条に基づき、市長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(1) 警戒区域設定権等

警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条第1項)

(2) 応急公用負担等

応急措置を実施するため、区域内の他人の土地、建築物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。(災害対策基本法第64条第1項)

(3) 応急公用負担等

応急措置を実施するため、応急措置に支障のある災害を受けた工作物等の除去その他必要な措置をとることができる。(災害対策基本法第64条第2項)

(4) 区域内の市民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。(災害対策基本法第65条第1項)

第3 警察官の応急措置

【久喜警察署】

1 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められる際、市長又はその権限を代行する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- (1) 警戒区域の設定、災害従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災害対策基本法第63条第2項）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災害対策基本法第64条第7項）
- (3) 区域内の市民又は現場にいる者の応急措置業務従事（災害対策基本法第65条第2項）

2 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- (1) その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- (2) 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- (3) その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達

市は、風水害発生時に各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統は次のとおりである。

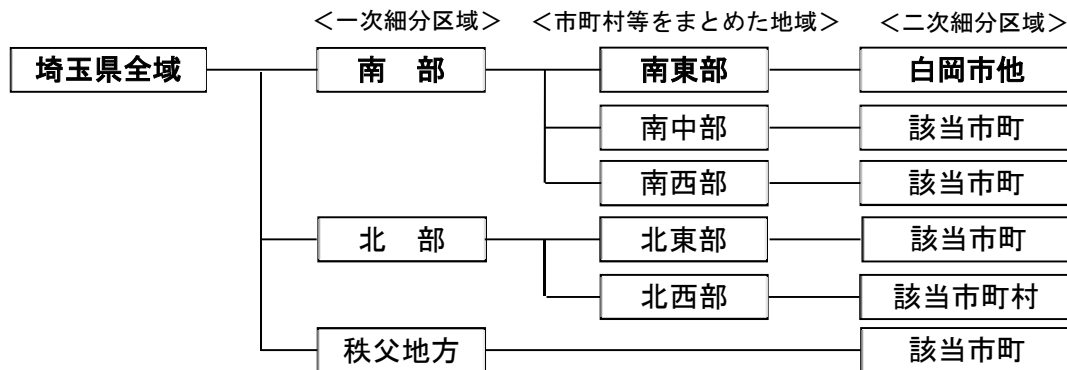
1 対象地域

気象庁は、天気予報を、南部、北部、秩父地方に分けた一次細分区域単位で、特別警報・警報・注意報を市町村別に分けた二次細分区域単位で発表している。

市は、南部（一次細分区域）の南東部（市町村等をまとめた地域）に該当する。

【県の地域細分図】

平成24年10月1日現在



2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準は、次のとおりである。

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

【特別警報・警報・注意報の発表基準】

発表官署：熊谷地方気象台

(一次細分区域：南部、市町村等をまとめた地域：南東部、二次細分区域：白岡市)

種 類			発 表 基 準	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 注2)	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準 注3)	—
	洪水		流域雨量指数基準 注4)	元荒川流域＝23.2、隼人堀川流域＝6.2
			複合基準 注5)	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s、雪を伴う
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準 注2)	9
			土壌雨量指数基準 注3)	117
	洪水		流域雨量指数基準 注4)	元荒川流域＝18.5、隼人堀川流域＝4.9
			複合基準 注5)	元荒川流域＝(7, 18.5)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s、雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%、実効湿度55%	
	低温		夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下（冬季の気温は熊谷地方気象台の値）	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

注) 1 特別警報の発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

- 2 表面雨量指数基準とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもので、1km 格子ごとに基準が設定されている。
- 3 土壌雨量指数基準とは、土砂災害の危険性を示した指標で、降った雨が土壌中にどれだけたまっているかを表すもので、1km 格子ごとに基準が設定されている。
- 4 流域雨量指数基準とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 4 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の発生状況と、気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 5 洪水警報・注意報の複合基準とは（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

出典：気象庁ホームページ（令和2年8月6日現在）

3 警報の危険度分布

気象庁では、土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数の3つの指数を用いて災害リスクの高まりを評価・判断し、警報の発表を行っている。

また、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かる「危険度分布」の提供を行っている。

【警報の危険度分布等の種類と概要】

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。全般気象情報と関東甲信地方気象情報は気象庁が、埼玉県気象情報は熊谷地方気象台が発表する。

6 記録的短時間大雨情報

埼玉県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（埼玉県南部など）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

8 火災気象通報

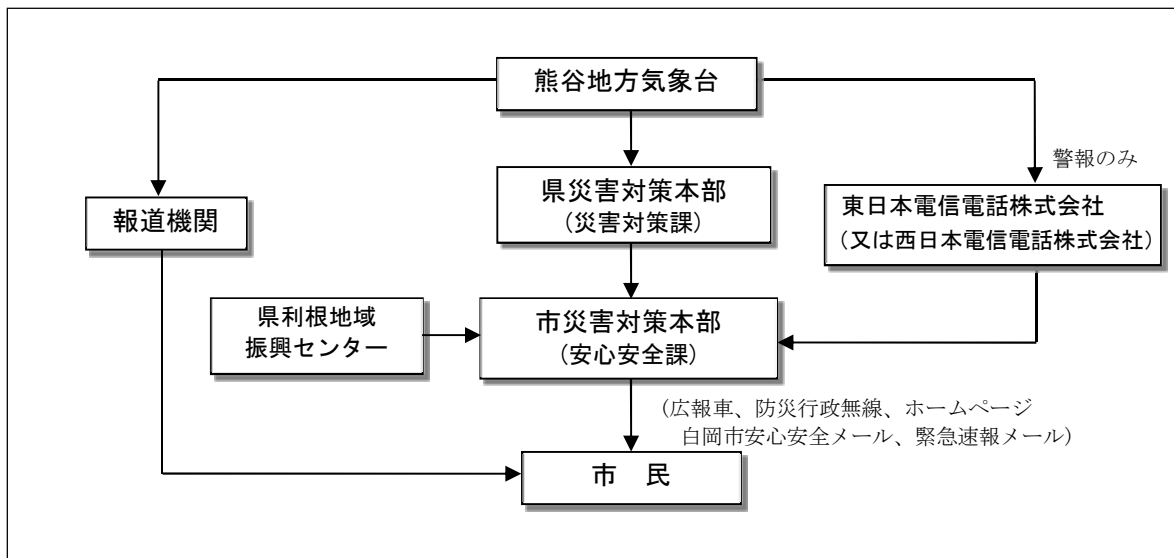
消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防署に伝達される。

9 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

10 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等が伝達される系統図を次に示す。



第2 洪水予報及び水防警報

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものである。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣又は県知事が指定した河川について実施するものである。

以上のうち、市に関係あるものは、次のとおりである。

1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

【洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）】

予報区域名	河川名	区 域		基準水位 観測所
利根川 上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市～茨城県猿島郡境町まで	八斗島
		右岸	群馬県佐波郡玉村町～江戸川分派点まで	栗橋
	小山川	左岸	埼玉県深谷市高島～利根川への合流点まで	八斗島
		右岸	埼玉県深谷市石塚～利根川への合流点まで	
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原～海まで	熊谷
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢～海まで	岩淵水門(上)

【洪水予報の種類】

洪水の 危険度 レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種 類)	水位の種類	解説	市・市民に 求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団 待機水位	水防団が水防活動の 準備を始める目安と なる水位	水防団待機
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫 注意水位	水防団が出動して水 防活動を行う目安と なる水位	市民は洪水に関する情報に注意 水防団の出動
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難 判断水位	避難判断の参考とな る水位	市は、避難準備・高齢者等避難 開始の発令を判断
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫 危険水位	河川の水があふれる おそれのある水位	市は、避難勧告等の発令を判断
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)		市民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域) 逃げ遅れた市民の救助等

【水位の種類と内容】

水位の種類	内容
水防団 待機水位	- 水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位 - 同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位
氾濫 注意水位	- 水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位 - 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位
避難 判断水位	- 避難準備情報等の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位 - 水位周知河川において水防法第13条第2項の「特別警戒水位」に対応する水位
氾濫 危険水位	- 水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」であり、洪水警報の発表において用いられる - 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動体制を強化する水位 - 避難勧告等の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位

2 国土交通大臣の水防警報

国土交通大臣が発表する水防警報は、次のとおりである。

【河川名及びその区域】

河川名	基準 水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
利根川	栗橋	茨城県古河市中田新田～ 茨城県猿島郡境町桐ヶ作まで	埼玉県久喜市栗橋～ 茨城県猿島郡五霞町大字山王 まで	利根川上流 河川事務所
小山川	八斗島	埼玉県深谷市高島地先（新明 橋下流端）～幹川合流点まで	埼玉県深谷市石塚地先（新明 橋下流端）～幹川合流点まで	利根川上流 河川事務所
荒川	熊谷	埼玉県深谷市荒川字下川原～ 埼玉県上尾市大字平片まで	埼玉県大里郡寄居町～ 埼玉県川越市大字中老袋まで	荒川上流 河川事務所

【水防警報の対象となる基準水位】

河川名	水位 標名	地先名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)
利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70m	5.00m	6.90m	8.80m
小山川	八斗島	群馬県伊勢崎市 八斗島町	0.80m	1.90m	3.90m	4.80m
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m

出典：「令和2年度 埼玉県水防計画」

【水防警報の種類及び発表基準】

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

出典：「令和2年度 埼玉県水防計画」

3 県知事が管理する河川の水位周知

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は次のとおりである。

【県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川】

河川名	水位標名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
小山川	栗崎	YP. 60. 45m	YP. 61. 15m	—	YP. 61. 65m
	内ヶ島	YP. 35. 60m	YP. 36. 50m	YP. 38. 00m	YP. 38. 70m
福川	井殿橋	YP. 25. 50m	YP. 27. 20m	YP. 27. 33m	YP. 28. 16m
元荒川	三野宮	AP. 6. 15m	AP. 6. 55m	—	AP. 6. 80m

注) YP：利根川及び支流の水位基準 AP：荒川及び支流の水位基準

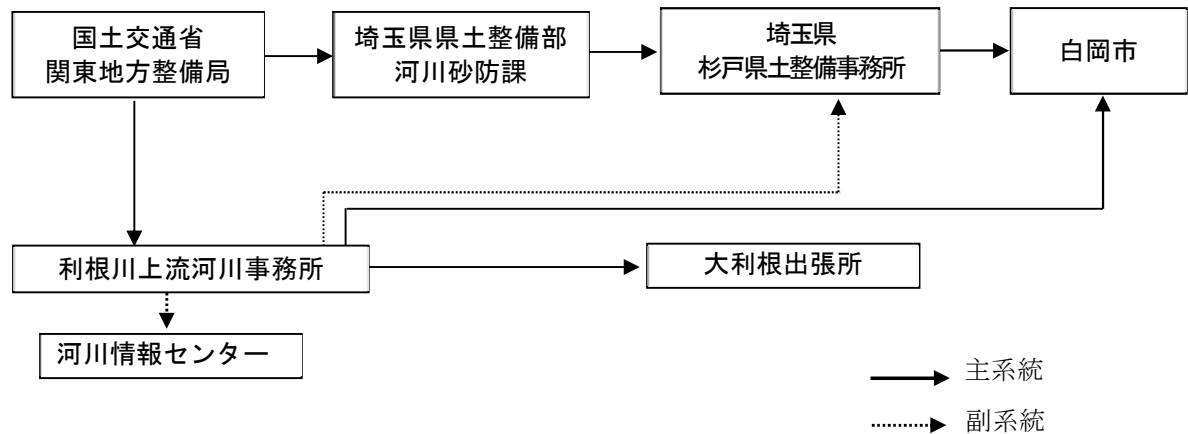
東京湾平均海面（TP：標高の基準面）との差は、YP=TP-0. 84(m)、AP=TP-1. 134(m)である。

出典：「令和2年度 埼玉県水防計画」

第3 洪水予報の伝達系統

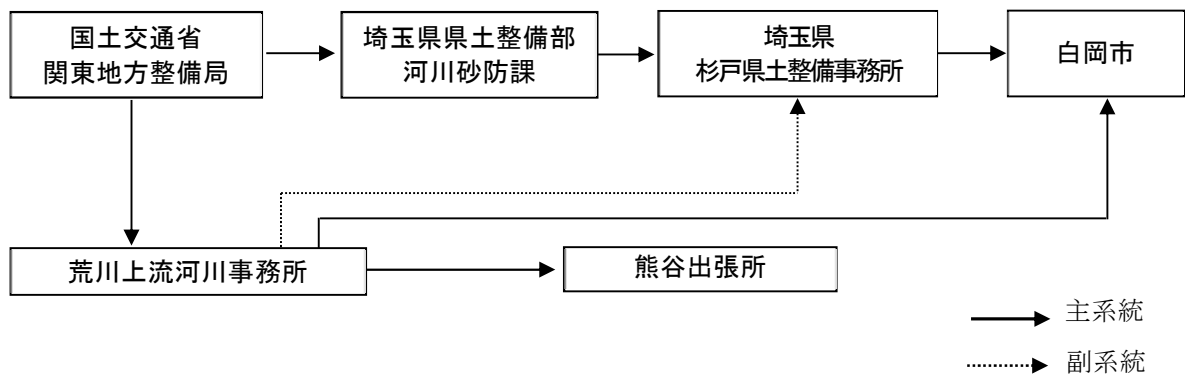
市への洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。

1 利根川上流部洪水予報伝達系統



【利根川洪水予報の伝達系統】

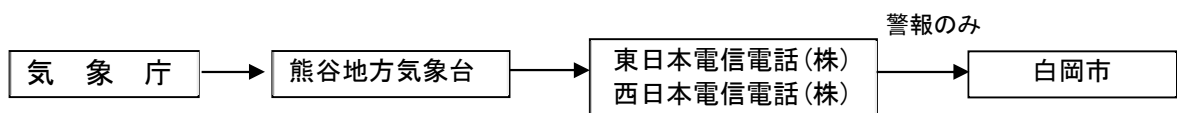
2 荒川洪水予報伝達系統



【荒川洪水予報の伝達系統】

3 東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置

東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)は、熊谷地方気象台から警報の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村に通知する。



【東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置】

第4 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、市防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。

- (1) 既に警報などを発表して十分警戒を呼びかけている状況下で、記録的な大雨等を観測し、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を警報に切り替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

第5 河川事務所と市とのホットラインの運用

各河川事務所は、次の場合において水位現状、降雨状況及び今後の予測水位等を伝えるため、市長へ情報提供する。

なお、大規模な漏水、法崩れなど堤防の決壊につながる恐れのある被害があり、広範囲に影響を及ぼす場合は、水位等の情報に加え詳細情報についても各河川事務所は市へ情報提供する。

- (1) 第一ホットライン（市長・事務所長）
 - ア 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点
 - イ 大規模な漏水、法崩れなど、堤防の決壊につながる恐れのある状況が発生した場合
- (2) 第二ホットライン（部長・副所長・担当課長等）
 - ア 上記を代行もしくは補助する情報の伝達を行う

第4節 水防活動

第1 市の配備体制

【安心安全班】

1 職員の配置

市長は、洪水予報が発表され、又は市の地域内に浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、市内の水害等における緊急出動職員を配置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、消防署の連絡員を災害対策本部に配置し、水防活動に支障のないよう努める。

2 出動命令

市長は、水害等における緊急出動職員及び消防機関に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

- (1) 市長が必要と認めたとき。
- (2) 水防警報によって水防団及び消防機関の出動が要請されたとき。
- (3) 県知事から出動の指示があったとき。

■資料-87 水害等における緊急出動職員連絡系統図

第2 県の配備体制

埼玉県水防計画の非常配備体制による。

第3 水防信号及び標識

1 信号

水防法第20条の規定による水防信号は、水防に関する規則第4条による。

2 標識

水防法第18条による車両の優先通行標識は、水防に関する規則第3条に定める附図の1とする。

3 水防要員詰所の標識

水防要員詰所の標識は、優先通行の例による。

第4 水防作業

【資材班】【土木班】【消防署】

水防作業については、埼玉県水防計画による。

第5 水防活動報告

【資材班】【土木班】【下水道班】【下水道庶務班】

水防活動報告については、埼玉県水防計画による。

第6 決壊時の処置

【資材班】【土木班】【消防署】

決壊時の処置については、埼玉県水防計画による。

第7 協力応援

【資材班】【土木班】【消防署】

協力応援については、埼玉県水防計画による。

第8 水防の解除

【消防署】

水防の解除については、埼玉県水防計画による。

第5節 災害情報の収集伝達

大規模風水害発生時、防災関係機関が緊密な連携のもと、被害状況の把握及び応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、社会的混乱等の二次災害を防止することが必要である。

第1 情報の連絡体制

【秘書広報班】【防災関係機関】

「震災対策編第3章第2節第1情報の連絡体制」を準用する。

第2 風水害時に収集する情報

【秘書広報班】【各班】

1 警戒段階で収集する情報

警戒段階で収集する情報は、次のとおりである。

【警戒段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 気象警報等	予測される雨量等 警戒すべき災害事項 警報の危険度分布	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ、ラジオ
2 雨量等の 気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市、消防独自の雨量観測所	・防災情報システム ・市の防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
3 危害危険箇所等の 情報収集	河川周辺地域等における 発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊） の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後 即時	・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、市民 ・消防団	・市の防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
4 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況 （避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容後	・避難所管理者 ・災害対策本部員 ・消防・警察 ・自主防災組織 ・消防団	・市の防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

2 発災段階で収集する情報

発災段階で収集する情報は、次のとおりである。

【発災段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、市民	・防災情報システム ・市の防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等）
	・特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報			
	・ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況を把握した後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
2 市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・消防・警察 ・自主防災組織 ・消防団	・市の防災行政無線移動系 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第6節 広報広聴活動

風水害発生時において、特別警報・警報・注意報、避難勧告等を踏まえた適切な避難行動がとれるよう、正確かつ迅速な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民等の様々な相談に適切に対応する。

第1 市民への広報

【秘書広報班】【各班】

「震災対策編第3章第3節第1 市民への広報」を準用する。

第2 帰宅困難者・要配慮者への広報

【秘書広報班】【県】

「震災対策編第3章第3節第2 帰宅困難者・要配慮者への広報」を準用する。

第3 被災者に対する広聴活動の実施

【秘書広報班】【地域振興班】

「震災対策編第3章第3節第3 被災者に対する広聴活動の実施」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請

市長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

第1 災害派遣要請の判断と連絡

【安心安全班】

「震災対策編第3章第4節第1 災害派遣要請の判断と連絡」を準用する。

第2 災害派遣部隊の受入体制

【安心安全班】

「震災対策編第3章第4節第2 災害派遣部隊の受入体制」を準用する。

第3 自衛隊の自主派遣

「震災対策編第3章第4節第3 自衛隊の自主派遣」を準用する。

第4 災害派遣部隊の撤収要請

【安心安全班】

「震災対策編第3章第4節第4 災害派遣部隊の撤収要請」を準用する。

第5 経費負担

【財政班】

「震災対策編第3章第4節第5 経費負担」を準用する。

第8節 応援要請・要員確保

市の応急対応能力を超える大規模風水害が発生した場合、近隣市町村及び県へ応援要請する。また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

荒川及び利根川の浸水想定区域を見ると、周辺の市町村は、ほぼ全域が浸水想定区域に含まれることがわかる。

大規模風水害が発生した場合、周辺市町から避難者の受入が多く見込まれることから、市は、市町村間の避難者受入協定を締結するなど、避難活動体制の強化に努める。

第1 応援要請

【安心安全班】

「震災対策編第3章第5節第1 応援要請」を準用する。

第2 相互応援協力

【安心安全班】

「震災対策編第3章第5節第2 相互応援協力」を準用する。

第3 要員の確保

【安心安全班】

「震災対策編第3章第5節第3 要員確保」を準用する。

第9節 応援の受入

緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあっせんを円滑に受入れる。

また、大規模風水害発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。さらに、地方公共団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

第1 国からの応援受入

【安心安全班】【消防署】

「震災対策編第3章第6節第1 国からの応援受入」を準用する。

第2 地方公共団体からの応援受入

【安心安全班】

「震災対策編第3章第6節第2 地方公共団体からの応援受入」を準用する。

第3 ボランティアの応援受入

【安心安全班】【地域振興班】

「震災対策編第3章第6節第3 ボランティアの応援受入」を準用する。

第10節 災害救助法の適用

風水害による被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第1 災害救助法の適用手続

【福祉班】

「震災対策編第3章第7節第1 災害救助法の適用手続き」を準用する。

第2 災害救助法の適用

【福祉班】

「震災対策編第3章第7節第2 災害救助法の適用」を準用する。

第11節 救急救助・医療救護

風水害発生時には、広域又は局地的に、救急救助及び医療救護を必要とする逃げ遅れ、孤立した者や感染症等の発生が予想される。このため、風水害発生時における救急救助等の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を実施する。

第1 救急救助対策

【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

風水害による負傷者及び逃げ遅れ孤立した者に対して迅速かつ適切な救急救助活動を行うために、次のような計画を定める。

1 救急救助活動

救急救助活動は、消防署が中心となって当たるが、消防機関のみで対応しきれない場合は、警察署、自衛隊の派遣要請により逃げ遅れ孤立した者の救急救助活動を援助する。

2 救急救助の実施方法

(1) 救急救助の対象者

家屋の浸水により、避難所等に逃げ遅れ、孤立状態にある者等を含む次の者を救出の対象者とする。

ア 風水害のため、実際に生命身体が危険な状態にある者

イ 風水害のため、生死不明の状態にある者

ウ 避難所等に逃げ遅れ孤立状態にある者

(2) 救急救助活動

ア 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 逃げ遅れ孤立状態にある者の発生現場の把握を行う。

ウ 浸水拡大状況や予測情報に基づき、消防署、警察署、自衛隊等と協議により救助方法等に関する方針を検討する。

エ 傷病者に対する応急手当は、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により浸水域外の避難所又は市内各病院等に応急救護所を設置する。

オ 応急救護所における医師、看護師等医療関係者が不足するときは、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。

カ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び応急救護所以外の場所で取り扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告する。

(3) 関係機関への応援要請

市の救急救護・医療体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)を応援要請する。

埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉 DMAT、これら3隊が連携し、効果的な救助、救命活動を行う。

逃げ遅れ孤立状態にある者の救助は、消防署、警察署を中心に対応するが、対応が困難な場合には、県に自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 孤立者の生命維持対策（救助しきれない人への対応）

市は、関連事業者との連携により救助しきれない人に対する水、食糧、医薬品、生活必需品、簡易トイレ等の供給方策を検討する。

第2 医療・助産救護活動**【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】**

大規模水害時に大量に発生する可能性がある感染症や皮膚疾患等の症状に対応できる医療救護体制を整備し、市民に医療の処置を施し、被災者の保健の万全を図るために、次の事項を定める。

1 医療・助産救護活動**(1) 医療及び助産対策の実施責任者**

市は、必要に応じ、避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護チームを編成し、出動する。また、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

大規模水害の浸水域を踏まえ、市の能力のみによる対応では不十分であると認められるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、保健所長を通じて、県（保健医療部長）、地区医師会等に協力を要請する。

(2) 医療及び助産の対象者

災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

(3) 医療救護活動

「保健衛生班」は、感染症対策等の専門の医療スタッフを確保するため、地区医師会の協力を得て市内の医療機関及び保健所と緊密な連絡を取り、医療及び助産活動に万全を期す。

ア 応急救護所の設置

大規模水害の浸水域を踏まえ、感染症等の発生状況により、応急救護所を浸水域外の避難所又は市内各病院等に設置し、被災者、消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

イ 医療救護活動

(ア) 医療救護活動は、原則として医療救護チームが応急救護所において実施する。災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

(イ) 医療救護チームの業務内容

- a 傷病者に対する応急処置（感染症や皮膚疾患等を含む）
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- g 助産救護
- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

ウ 埼玉DMAT（「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム）

災害の急性期（災害発生からおおむね48時間以内）に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。

出動要請は、原則として県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なDMATの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防本部の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。

利根保健医療圏では、4病院が埼玉DMAT指定病院に指定されている。

エ 後方医療機関における救護活動

応急救護所で手当てを受けた負傷者、感染症等の患者のうち、医療機関による医療

が必要な重傷者等については、県（保健医療部長）が定めた後方医療機関において、入院医療等の救護を実施する。

オ 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者、感染症や皮膚疾患等の患者の受入体制を整え診療を継続する。

また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた救護所等で医療救護活動を行う。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護チームを派遣する。

カ 帳簿等の準備

本計画により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

キ 医療器具、医薬品等の調達

医療及び救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての災害用医療資機材セットのほかは、「保健衛生班」が医薬品卸業者等から調達する。医師会で保有する医薬品の供給も受ける。医薬品の搬送は、「保健衛生班」が行う。

(4) 傷病者搬送

ア 傷病者搬送の判定

医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、市、県、その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

(ア) 市は、傷病者搬送の要請を受けた場合、搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。搬送順位は、医療機関の規模位置、診療科目等をもとに、あらかじめ定めておき、災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(イ) 搬送は消防署に要請するほか、各応急救護所に「保健衛生班」の車両を搬送用の車両として配置する。「保健衛生班」の車両で不足が生じた場合には、「総務班」に配車の手配を要請する。

(ウ) 医療救護チームは、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

(5) 助産救護活動

助産救護チームを医療救護チームの編成に準じ編成する。

第3 保健衛生

【保健衛生班】

「震災対策編第3章第9節第3 保健衛生」を準用する。

第12節 避難支援

風水害発生時には、危険区域にある市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、市民に対して警戒レベル（3以上）の発表と、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。

第1 自主避難 【高齢介護班】【教育総務班】【社会教育班】【避難所運営職員】

市は、局地的集中豪雨や異常気象による災害発生のおそれがある場合、避難準備・高齢者等避難開始の伝達等の前に市民が自主的に避難することも想定し、市民が円滑かつ安全に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。

1 自主避難所の開設

自主避難は、住民自身で親戚宅や知人宅など安全な場所を事前に確保することを原則とするが、避難先が自身で確保できない住民からの問い合わせ等があった場合、市は、あらかじめ定めた指定避難所を、必要に応じて自主避難所として開設するものとする。

自主避難所の開設にあたっては、別途定める「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所に職員を配置する。

2 自主避難所開設の周知

自主避難が開始された地区の避難所を市の防災行政無線、広報車を通じ市民に知らせる。併せて、消防団員、自主防災組織、行政区の協力を得て、自主避難が開始された地区の要配慮者にも周知徹底を図る。

第2 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令 【安心安全班】

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報）の伝達及び発令の目安は、「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月、内閣府）」等を参考に、次のとおりとする。

また、避難勧告等を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

【警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達】

警戒 レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	備考
警戒 レベル 5	○ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	○ 災害発生情報※ ※ 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	市が発令
警戒 レベル 4	○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	○ 避難勧告 ○ 避難指示（緊急）※ ※ 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	
警戒 レベル 3	○ 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	○ 避難準備・高齢者等避難開始	
警戒 レベル 2	○ ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	○ 注意報	気象庁が発表
警戒 レベル 1	○ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	○ 早期注意情報（警報級の可能性）	

【避難勧告等の基準及び伝達内容】

種 別	基 準	伝達内容
避難準備・高齢者等避難開始	1 暴風、大雨、洪水等の警報（注1）が発表され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「避難判断水位」に達したとき。 4 その他状況により副市長が必要と認めたとき。	1 発令者 2 避難準備の理由 3 危険地域 4 携行品その他注意 5 災害の拡大についての今後の見通し
避難勧告	1 市内に土砂災害等局地的災害が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき。 2 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「氾濫危険水位」に達したとき。 3 その他状況により市長が必要と認めたとき。	1 勧告者 2 避難理由 3 避難所 4 避難路 5 避難後の市の指示連絡等 6 災害の拡大についての今後の見通し
避難指示（緊急）	1 暴風又は大雨特別警報（注1）が発表され、重大な災害の発生するおそれが著しく大きいとき。 2 市内に相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 3 荒川、利根川の各観測地点の水位（注2）が「氾濫危険水位」を超え、重大な災害の発生するおそれがさらに高まったとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	1 勧告者 2 避難理由 3 避難所 4 避難路 5 避難後の市の指示連絡等 6 災害の拡大についての今後の見通し

注1) 特別警報・警報・注意報については、「風水害対策編第3章第4節第1 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準」を参照のこと。

注2) 利根川、荒川の各観測所の水位については、「風水害対策編第3章第4節第3 2 国土交通大臣の水防警報」を参照のこと。

2 実施責任者

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。

なお、避難勧告等の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

【避難勧告等の実施責任者】

実施責任者	勧告等を行う要件等	根拠法令
市長 (県知事※)	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告等を行う。	災害対策基本法第60条 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
県知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条
警察官	・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94の3

※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

3 避難対象者

避難勧告等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいる全ての者を指す。

4 避難勧告等の伝達方法

市長は、次の基準及びその他の状況を勘定の上、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。なお、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対する避難準備情報を伝達する。

【避難準備情報等の伝達方法】

種別	条件	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、市長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	防災行政無線
避難勧告		公用車による広報
避難指示（緊急）		サイレン 標識 テレビ ラジオ インターネット等

5 避難勧告、避難指示の伝達系統

「震災対策編第3章第11節第1 6 避難勧告、避難指示の伝達系統」を準用する。

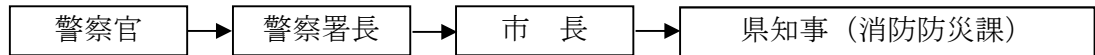
6 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示し、又は勧告をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知若しくは報告する。

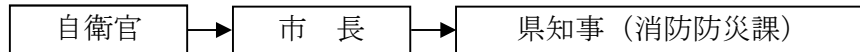
- (1) 市長の措置（災害対策基本法第60条による措置）



- (2) 警察官の措置（災害対策基本法第61条による措置）



- (3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条による措置）



第3 警戒区域の設定

【消防署】【久喜警察署】

1 警戒区域の設定

市長は、風水害に伴う火災の延焼が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難勧告等と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

2 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

【警戒区域の設定権者】

状 況	措 置	設定権者	対 象 者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 市長 イ 警察官(注1) ウ 自衛官(注3) エ 県知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	ア 立入禁止 イ 立入制限 ウ 退去命令	ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 イ 警察官(注2)	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	ア 退去命令 イ 出入りの禁止 ウ 出入りの制限	ア 消防吏員又は消防団員 イ 警察官(注2)	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	退去命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

注1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注2 アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行

うことができる。

注3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注4 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

第4 避難誘導

【安心安全班】【土木班】【消防署】

「震災対策編第3章第11節第3避難誘導」を準用する。

第5 避難所の開設

【避難所運営職員】

市は、風水害によって住居が倒壊又は流出、焼失して救助を要する被災者に対し、宿泊、給食等の救助を実施するために避難所を開設し、収容保護する。避難所開設の詳細は、別途作成する「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき実施する。

1 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

2 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける。

避難準備・高齢者等避難開始が発令されると同時に避難所開設の準備を行う。

3 開設の手順

避難所は、次の手順に従って開設する。

- (1) 開設の決定と場所の選定割当て（避難所のなかから選ぶ。）
- (2) 開設、設営と給水、給食、寝具等生活必需品の調達及び給付
- (3) 自主防災組織等への避難所開設の周知
- (4) 避難者の収容

4 避難所の開設

- (1) 避難所の開設は、市長の指示に基づき避難所に当てられた施設の管理者が行う。
- (2) 避難所は、次の条件を満たす施設を優先して選定する。
 - ア 浸水に対し安全な床面積を有すること。
 - イ 被災地に近く集团的に収容できる既存の建築物であること。
 - ウ 耐震構造の建築物（学校、体育館等）であること。
 - エ 給食等の利便性があること。
 - (ア) 給水及び給食施設を有するもの
 - (イ) 給食施設を急造し得るもの
 - (ウ) 比較的容易に搬送給食できるもの
- (3) 既存の建築物を利用できない場合は、野外に天幕又はプレハブ等を仮設する。
- (4) 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用

を中止する。

5 避難所への収容対象者

収容対象者は、災害によって実際に被害を受けた者又は災害によって現に被害を受けるおそれがある者とする。

- (1) 災害によって実際に被害を受けた者には、次の者が該当する。
 - ア 住家が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（流失、埋没、焼失）、半壊（焼）等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）
 - イ 災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等））
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。
 - ア 避難勧告等が発令された場合
 - イ 避難勧告等は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合

6 避難所開設の公示と報告

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し、保護する。

(1) 感染症対策の周知

市は、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、防災行政無線、市ホームページ、SNS、白岡市安心安全メール等で次の事項を周知する。

- (ア) 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- (イ) 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- (ウ) 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- (エ) 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- (オ) 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

(2) 県への報告

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。

- (ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

■資料-48 避難所開設状況報告書

■資料-49 避難所運営記録簿

■資料-50 避難状況一覧

■資料-51 白岡市避難所等位置図

■資料-52 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表

【避難所一覧表】

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

番号	施設名	所在地	避難対象地区 注1)	指定 避難所	指定緊急避難場所 注2)	
					地震	洪水
1	篠津小学校	白岡市篠津 2644	篠津・白岡（3・4区）	○	○	△
2	篠津中学校	白岡市篠津 2617	野牛・高岩・寺塚	○	○	△
3	菁莪小学校	白岡市上野田 101-1	上野田・下野田・爪田ヶ谷	○	○	○
4	菁莪中学校	白岡市下野田 927	岡泉・太田新井・彦兵衛	○	○	○
5	大山小学校	白岡市荒井新田 339	柴山・荒井新田・下大崎	○	○	△
6	南小学校	白岡市小久喜 524-1	小久喜（三光区を除く）	○	○	△
7	南中学校	白岡市千駄野 356-1	実ヶ谷・千駄野・小久喜（三光区）	○	○	△
8	西小学校	白岡市西 6丁目 3-1	白岡1区・西	○	○	△
9	中央公民館	白岡市小久喜 1227-1	中央公民館付近	○	○	△
10	保健センター分館	白岡市白岡 1172	保健センター分館付近	○	○	○
11	老人福祉センター	白岡市高岩 2177	地域の要配慮者向けの避難所として使用	○	○	○
12	コミュニティセンター・西児童館	白岡市白岡 857-6	白岡2区・西	○	○	○
13	八幡公園	白岡市白岡 858-1	八幡公園付近		○	
14	高岩公園	白岡市新白岡 3丁目 43	高岩公園付近		○	
15	勤労者体育センター	白岡市新白岡 3丁目 200-2	勤労者体育センター付近	○	○	
16	白岡中学校	白岡市白岡 1647-1	白岡中学校付近	○	○	△
17	白岡東小学校	白岡市新白岡 2丁目 28-1	白岡東小学校付近	○	○	○
18	総合運動公園	白岡市千駄野 345	白岡市総合運動公園付近		○	
19	県立白岡高等学校	白岡市高岩 275-1	白岡高等学校付近	○	○	○

注1) 避難対象地区は、目安であり、避難所を指定するものではない。

注2) 指定緊急避難場所は、風水害に対する安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

【福祉避難所一覧表】

	名 称	所 在 地	避難対象者
1	保健福祉総合センター (はびすしらおか) 注)	白岡市千駄野 445	要配慮者の二次的な避難所として使用
2	ありの実館	白岡市白岡 805-2	
3	東ありの実館	白岡市爪田ヶ谷 52-3	
4	介護予防事業拠点施設 (いきいきさぼーと)	白岡市高岩 2177-1	

注) 浸水時 2 階以上使用可

第6 避難所の運営

【避難所運営職員】

「震災対策編第3章第11節第5 避難所の運営」を準用する。

第13節 交通規制

風水害発生時における浸水区域やアンダーパス等の局所的な浸水が生じているところへの流入抑制や交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 県警本部による交通

【久喜警察署】

「震災対策編第3章第12節第1埼玉県警察による交通規制」を準用する。

第2 道路管理者が行う交通規制

【各道路管理者】

「震災対策編第3章第12節第2道路管理者による交通規制」を準用する。

第3 緊急通行車両による輸送

【財政班】【土木班】

「震災対策編第3章第13節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。

第14節 障害物の除去

市は、洪水氾濫によりもたらされた大量の土砂、流木等の流下物により日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

なお、風水害発生時における障害物処理は、各市町村や県域を越えた広域処理が必要になることもあるため、県との連携を図る。

第1 住宅関係障害物除去

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第4住宅関係障害物除去」を準用する。

第2 道路等の障害物の除去

【土木班】【道路事業者】

「震災対策編第3章第18節第5道路・橋りょうの応急対策」を準用する。

第3 障害物の集積場所

【環境班】

「震災対策編第3章第17節第1廃棄物処理」を準用する。

第4 必要な人員・機械器具等の確保

【安心安全班】

「震災対策編第3章第5節第2相互応援協力、第3要員確保」を準用する。

第15節 緊急輸送

大規模風水害発生時、被災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。災害時の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次の事項を定めて実行する。

第1 調達計画 【財政班】【土木班】

「震災対策編第3章第13節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。

第2 配車計画 【財政班】【土木班】

「震災対策編第3章第13節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。

第3 緊急輸送計画 【財政班】【土木班】

「震災対策編第3章第13節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。

第4 応急救助のための輸送 【財政班】【土木班】

「震災対策編第3章第13節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。

第5 災害救助法が適用された場合の費用等 【財政班】

「震災対策編第3章第13節第1 9 災害救助法が適用された場合の費用等」を準用する。

第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

風水害により生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食糧及び生活必需品の確保に努め、市民の生活の安定を図る。

また、孤立の長期化に備え、浸水の危険性がない場所に飲料水、食糧、医薬品、生活必需品の備蓄を図る。

第1 飲料水の供給

【水道班】【上下水道庶務班】

「震災対策編第3章第14節第1飲料水の供給」を準用する。

第2 食糧の供給

【財政班】【農政班】【子育て支援班】【援護班】

「震災対策編第3章第14節第2食糧の供給」を準用する。

第3 生活必需品の供給

【財政班】【商工班】【子育て支援班】

「震災対策編第3章第14節第3生活必需品の供給」を準用する。

第4 救援物資の供給

【財政班】【農政班】

「震災対策編第3章第14節第4救援物資の供給」を準用する。

第17節 遺体の取扱

市は、県の支援を得ながら、災害により死亡又は死亡していると推定される者の搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

第1 遺体の搜索

消防署】【久喜警察署】

「震災対策編第3章第16節第1 遺体の搜索」を準用する。

第2 遺体の処理

【環境班】【久喜警察署】

「震災対策編第3章第16節第2 遺体の処理」を準用する。

第3 遺体の埋・火葬

【市民班】

「震災対策編第3章第16節第3 遺体の埋・火葬」を準用する。

第18節 環境衛生

風水害発生時において、浸水被害があった地域では環境衛生が一時的に不良な状態となり、感染症や食中毒が発生しやすい状況となる。そのため、家屋等が浸水した場合は必要に応じて家屋の洗浄、消毒を行う。

また、食中毒と感染症予防等の対応についても必要に応じて行う。

第1 廃棄物処理

【環境班】

「震災対策編第3章第17節第1廃棄物処理」を準用する。

第2 防疫活動

【環境班】【保健衛生班】

大規模水害時は、健康に問題を及ぼす汚水や汚物、衛生環境の悪化等により、感染症発生による周辺環境への影響により、消毒液等の薬剤散布を行う必要があり、そのための体制と実施手順をあらかじめ定めておく。

床上浸水及び床下浸水被害の家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について次のとおり定める。

また、停電、断水、浸水などにより食品の汚染、腐敗も予想されることから食品衛生監視の方法についても定める。

1 防疫活動組織

「環境班」は、埼玉県幸手保健所の協力を得て、防疫活動を行うため、次の係を編成する。

【防疫活動組織の構成】

	1 班	2 班	3 班	計
班長（連絡員）	1 人	1 人	1 人	3 人
消毒機械 A	2 人	2 人	1 人	5 人
消毒機械 B	2 人	2 人	—	4 人
計	5 人	5 人	2 人	12 人

（1）ねずみ族・昆虫駆除係

防除業者の協力を得て、ねずみ族、昆虫等の害虫が発生した場所又は発生する可能性のある場所等を重点的に駆除する。

（2）消毒

浸水家屋に対する消毒は、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を行政区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう別途詳細指導する。

（3）予防接種係

災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合は、医師等の協力をもとに、「保健衛生班」が実施する。

2 防疫活動内容

（1）患者発生情報の収集と県への報告

（2）県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施

（3）県の指示を受け、害虫駆除の実施

（4）患者の収容に係る県との連絡調整

3 防疫用資機材の備蓄及び調達

- 市は、防疫用資機材の備蓄及び調達について次の対応を行う。
- (1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
 - (2) 防疫及び衛生機材等の品質の安全確保
 - (3) 災害対策防疫用資機材の整備・充実
 - (4) 関係機関との連携による防疫資材の調達

第3 保健衛生対策

【保健衛生班】

「震災対策編第3章第17節第3保健衛生対策」を準用する。

第4 動物愛護

【環境班】

「震災対策編第3章第17節第4動物愛護」を準用する。

第19節 応急住宅対策

風水害による建築物の流失や浸水被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間、維持する。

第1 被災住宅の応急修理

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第1 被災住宅の応急修理」を準用する。

第2 応急住宅の供給

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第2 応急住宅の供給」を準用する。

第3 住宅の被害調査

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第3 住宅及び宅地の被害」を準用する。

第4 住宅関係障害物除去

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第4 住宅関係障害物除去」を準用する。

第5 災害復旧用資機材の調達等

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第5 災害復旧用資機材の調達等」を準用する。

第20節 文教対策

風水害により、教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の実施を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及び罹災児童・生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施する。

第1 休業等応急措置 【教育総務班】【教育指導班】

「震災対策編第3章第20節第1 休業等応急措置」を準用する。

第2 応急教育の準備・実施 【教育総務班】【教育指導班】

「震災対策編第3章第20節第2 応急教育の準備・実施」を準用する。

第3 教材・学用品等の調達及び配給 【教育総務班】【教育指導班】

「震災対策編第3章第20節第3 教材・学用品等の調達及び配給」を準用する。

第4 給食等の措置 【教育総務班】【教育指導班】

「震災対策編第3章第20節第4 給食等の措置」を準用する。

第5 学校の衛生管理 【保健衛生班】

「震災対策編第3章第20節第5 学校の衛生管理」を準用する。

第6 学校施設の緊急使用 【教育総務班】【教育指導班】

「震災対策編第3章第20節第6 学校施設の緊急使用」を準用する。

第7 文化財の応急措置 【社会教育班】

「震災対策編第3章第20節第7 文化財の応急措置」を準用する。

第21節 要配慮者への支援

風水害発生時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり、迅速かつ的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者に対しては、発災直後の避難誘導からその後の応急対策、復旧に至るまで、実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】

市は、社会福祉施設に入所している要配慮者等の安全を確保するため、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、迅速な避難準備・高齢者等避難開始の伝達に努める。

1 施設管理者

項 目	内 容
施設職員の確保	施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	施設管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配付するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

■資料-76 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧

■資料-77 白岡市内の介護施設の一覧

2 市

項 目	内 容
避難誘導及び受入先への移送の実施	市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊

急)の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や避難支援プランを活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時から提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、災害発生時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 安否確認及び救助活動

市は、災害時要援護者登録制度等による、避難行動要支援者名簿及び避難支援プランを活用し、浸水想定区域内の各住宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各住宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

市は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

ア 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

イ 避難行動要支援者等を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等に収容する。

ウ 自力歩行が困難な要配慮者の身体条件を考慮して、介護タクシー等による移送を実施する。

4 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

1 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの飲料水、食糧、生活必需品等の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、場所や時間を別に設ける。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) ヘルプカードの活用

市は、要配慮者への効果的な救助を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカードを避難所において配布し、回収する。

(4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(5) 福祉避難室の設置

市は、避難所での集団生活が困難な要配慮者に対しては、避難所である小中学校等の特別教室や空き教室に「福祉避難室」を開設し、受入れを行う。福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能なレベルの要配慮者を対象とするが、さらに専門的な介護等を必要とする要配慮者については、福祉避難所への移送を検討する。

(6) 福祉避難所の利用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉避難所の開設に当たっては、社会福祉施設と受入れ可能人数等を協議する。福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに住民に対し周知するとともに、県本部に報告する。

なお、「震災対策編第3章第11節第5 避難所の運営」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

(7) 逃げ遅れた場合の被災回避

逃げ遅れた場合の緊急避難のため堅牢な建築物の2階以上への垂直避難を市の防災行政無線等により呼びかける。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅、避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

市は、相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談を実施する。

また、庁舎が浸水した場合には、代替施設に相談窓口を開設する。

(3) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるように配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の利用

市及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(6) 逃げ遅れた場合の被災回避

逃げ遅れた場合の緊急避難のため堅牢な建築物の2階以上への垂直避難を市の防災行政無線等により呼びかける。

4 応急仮設住宅の提供に係る配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 乳幼児への対応

【子育て支援班】【保健衛生班】

「震災対策編第3章第21節第4乳幼児への対応」を準用する。

第5 外国人の安全確保

【地域振興班】

1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等の協力により、調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や市の防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、広報紙・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

また、庁舎が浸水した場合には、代替施設に相談窓口を開設する。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように通訳、翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

第4章 風水害復旧及び復興計画

被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりに繋げる復旧及び復興計画を策定する。

第1節 迅速な災害復旧

風水害の応急復旧の進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

第1 プロジェクト体制による推進 【企画政策班】

「震災対策編第4章第1節第1プロジェクト体制による推進」を準用する。

第2 災害復旧事業計画の作成 【企画政策班】

「震災対策編第4章第1節第2災害復旧事業計画の作成」を準用する。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 【財政班】

「震災対策編第4章第1節第3災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」を準用する。

第4 激甚災害の指定

「震災対策編第4章第1節第4激甚災害の指定」を準用する。

第5 災害復旧事業の実施

「震災対策編第4章第1節第5災害復旧事業の実施」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

第1 復興計画の作成 【企画政策班】【資材班】【建築班】

「震災対策編第4章第2節第1復興計画の作成」を準用する。

第2 災害復興事業の実施 【企画政策班】【資材班】【建築班】

「震災対策編第4章第2節第2震災復興事業の実施」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

風水害発生時には、建築物の流失や浸水被害等により住宅や家財等に喪失を被る可能性があり、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、異常な混乱状態に陥ることが予想

される。

このため、被災した市民の生活再建を援護し、市民の自力復興を促進して、市民生活の早期安定を図る。

第1 災害相談窓口の設置 【地域振興班】

「震災対策編第4章第3節第1 災害相談窓口の設置」を準用する。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 【税務班】【福祉班】

「震災対策編第4章第3節第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行」を準用する。

第3 被災者の生活確保 【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】 【援護班】【子育て支援班】

「震災対策編第4章第3節第3 被災者の生活確保」を準用する。

第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

「震災対策編第4章第3節第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資」を準用する。

第5 被災者生活再建支援制度

「震災対策編第4章第3節第5 被災者生活再建支援制度」を準用する。

第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

「震災対策編第4章第3節第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を準用する。

第7 義援金・義援物資等の受入、保管 【福祉班】

「震災対策編第4章第3節第7 義援金・義援物資等の受入、保管」を準用する。

第8 被災中小企業等への融資

「震災対策編第4章第3節第8 被災中小企業等への融資」を準用する。

第9 被災農林漁業関係者への融資等

「震災対策編第4章第3節第9 被災農林漁業関係者への融資等」を準用する。

第10 郵便物の特別扱い 【事業者】

「震災対策編第4章第3節第10 郵便物の特別扱い」を準用する。

第11 尋ね人の相談に関する計画 【地域振興班】【市民班】

「震災対策編第4章第3節第11 尋ね人の相談に関する計画」を準用する。

第12 被災者の精神的ケアに関する計画

【保健衛生班】

「震災対策編第4章第3節第12 被災者の精神的ケアに関する計画」を準用する。

第5章 突風・竜巻等対策計画

第1節 突風・竜巻災害の現況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

第1 竜巻の特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

第2 その他の突風

1 ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数は数100mから10km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

2 ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり数は竜巻やダウンバーストより大きく、数10km以上に達することもある。



出典：気象庁

【主な突風の種類】

第3 気象庁の発表する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

1 竜巻注意情報の概要

- (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。
- (2) 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

【竜巻注意情報の発表例】

目撃情報を含まない場合	目撃情報を含む場合
〇〇県竜巻注意情報 第1号 令和××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表 〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、20日11時30分まで有効です。	〇〇県竜巻注意情報 第1号 令和××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表 【目撃情報あり】〇〇県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。 〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、20日11時30分まで有効です。

※ 目撃情報を含まない場合と異なる箇所に太字で下線を付す。また、目撃情報があった場合に記載する地域名称は、気象庁の天気予報で用いる一次細分区域名を用いる。

※ 竜巻の目撃情報は、全国の気象庁職員によるもののほか、都道府県警察及び関東地方の消防本部（試行的に実施中）から提供されるものも活用することとしている。

2 竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

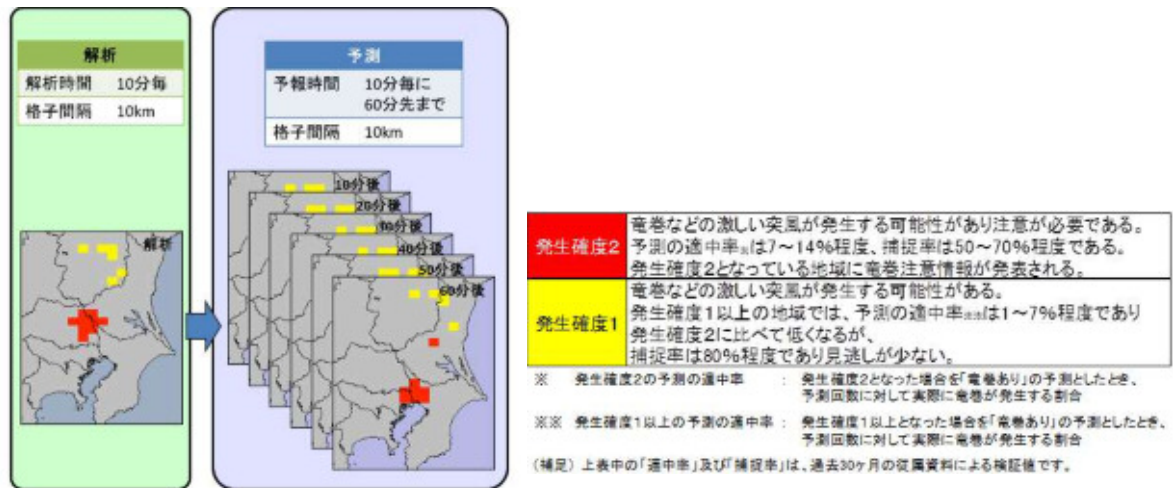
(1) 発生確度2

竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率 7～14%、捕捉率 50～70%）

(2) 発生確度1

竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（適中率 1～7%、捕捉率 80%程度）

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。



出典：気象庁

【竜巻発生確度ナウキャストについて】

3 その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。

第2節 予防・事前対策

竜巻や突風が市民生活等に与える影響を最小限にするため、市では、竜巻の発生、対処に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について計画する。

第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

【安心安全課】

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料等を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

2 学校における竜巻発生や避難に関する指導

学校においては、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させるよう努める。日頃から、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなど、竜巻へ備える態度を育て、安全管理運用体制の充実を図る。

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

【安心安全課】

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

また、熊谷地方気象台は市及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

第3 被害予防対策

【安心安全課】【各施設の所管課】

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

市は、特に物的被害を軽減させるための方策として、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第4 突風・竜巻等対処体制の確立

【安心安全課】

突風・竜巻等が発生し、又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第5 情報収集・伝達体制の整備

【安心安全課】

突風・竜巻等が発生し、又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

1 市民への伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、市民への登録を促す。
また、防災行政無線、緊急速報メールなど市民への多様な伝達手段のなかから、有効で時機を失しない伝達方法を検討する。

2 目撃情報の活用

市及び県や防災関係機関の職員から、突風・竜巻等の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、突風・竜巻等の迅速な捕捉を検討する。

第6 適切な対処法の普及

【安心安全課】

突風・竜巻等への具体的な対処法を市民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

1 具体的な対処方法の普及

市民は、突風・竜巻等から身の安全を守るため、突風・竜巻等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市及び県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。竜巻から命を守るための対処法については次のとおりである。

- (1) 頑丈な建物へ避難する
- (2) 窓ガラスから離れる
- (3) 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- (4) 避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③ゴーというジェット機のような音が聞こえる	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。

状況の時系列的変化	対処行動例
④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知する なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車のなかでも頭を抱えてうずくまる。

出典：「竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）」

第3節 応急対策

突風・竜巻等により被害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 情報伝達

【安心安全班】【企画政策班】【各班】

市及び県は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、市は市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

(A)「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- ・竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- ・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- ・竜巻発生確度ナウキャストを用い、市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- ・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- ・市において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して防災行政無線やインターネット等を用いて情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動（風水害対策編第5章第2節第6【具体的な対応例】を参照）の2点がある。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 市において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- ・市及び周辺において竜巻が発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線やインターネット等を用いて市民へ情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び市民の対処行動（風水害対策編第5章第2節第6【具体的な対応例】を参照）の2点がある。

（例文）先ほど、市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がる様子が見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです）。

出典：「竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）」

第2 救助の適切な実施

【福祉班】

「震災対策編第3章第7節災害救助法の適用」を準用する。

第3 がれき処理

【環境班】

「震災対策編第3章第17節第1廃棄物処理」を準用する。

第4 避難所の開設・運営【安心安全班】【子育て支援班】【援護班】【教育総務班】

「震災対策編第3章第11節第4避難所の開設、第5避難所の運営」を準用する。

第5 応急住宅対策

【建築班】

「震災対策編第3章第19節応急住宅対策」を準用する。

第4節 復旧・復興対策

「震災対策編第4章震災復旧及び復興計画」を準用する。

第6章 大規模水害対策計画

第1節 大規模水害に係る被害想定

国土交通省は、想定最大規模の降雨により利根川・荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第14条第1項及び同条第3項の規定に基づき指定・公表した。

本市において、被害を及ぼす可能性のある洪水氾濫は次のとおりである。

第1 利根川

想定し得る最大規模の降雨（72時間総雨量491mm）に伴う洪水により利根川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するものとされている。

第2 荒川

想定し得る最大規模の降雨（72時間総雨量632mm）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するものとされている。

第2節 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

第1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の氾濫による洪水が発生した場合、広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、想定される浸水深は3階以上に達する地域が存在する。

第2 地下空間等を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下、共同住宅の地下駐車場部分の浸水などの被害が発生する。

第3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

第4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

第5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

市内の地域特性や堤防決壊箇所の位置により、氾濫流が到達するまでに6時間から数日間かかる想定がされている。

第3節 大規模水害対策

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

県では、大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じることとしている。

- ・適時・的確な避難の実現
- ・応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・地域の大規模水害対応力の強化
- ・氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・防疫及び水害廃棄物処理対策

第1 適時・的確な避難の実現

【安心安全課】【各施設の所管課】

「風水害対策第2章第4節第8避難、第3章第9節避難支援」を準用するほか、次のとおりとする。

1 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。

市内の地域特性や堤防決壊箇所の位置により、氾濫流が到達するまでに6時間から数日間かかる想定がされている。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

2 具体的な取組内容

(1) 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市、国及び県は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の指定緊急避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難経路や避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

(2) 大規模水害リスクに関する情報の普及

市及び県は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを市民にわかりやすく提供する。

(3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民自らが、避難行動の適時・的確な判断ができるよう市及び県は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難経路や安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

(4) 適時・的確な避難勧告等の発令

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令基準の改善を図る。

また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難準備情報、避難勧告・指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

(5) 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

また、県は緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう支援する。

(6) 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。

また、伝達に当たっては、消防署、警察署、消防団及び自主防災組織等が連携し、市民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう十分留意する。

(7) 広域避難に向けた検討

市は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、県や他市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村間との避難者受入協定の締結や受入対象となる洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

(8) 孤立者の救助体制の整備

市及び県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

(9) 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入に関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市及び県は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

第2 応急対応力の強化と重要機能の確保

【安心安全課】

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な市、警察署、消防署、水防組合、県、その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市及び県は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

2 防災活動拠点の浸水危険性の把握

市、防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく支障を生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

3 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

第3 地域の大規模水害対応力の強化

【安心安全課】

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対

応力の強化を図る。

1 避難行動力の向上

市、県及び防災関係機関は、自主防災組織の組織化の推進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修、防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

2 水防活動の的確な実施

市及び県は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

3 事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業者、社会福祉施設及び病院等は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

【安心安全課】【下水道課】【経営課】【街づくり課】【建築課】

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。

また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい市域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

1 治水対策の着実な実施

市、国及び県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

2 排水対策の強化

市、国及び県は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

3 土地利用誘導による被害軽減

市及び県は、市民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住み方についても理解を推進するとともに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

第5 防疫及び水害廃棄物処理対策

【環境課】

「震災対策編第3章第17節 環境衛生」を準用する。

第7章 雪害対策計画

第1節 雪害対策

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、市内では、14日から15日までの降雪・積雪量は20cmとなった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 予防・事前対策

【安心安全課】【各課】

1 市民が行う雪害対策

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食糧、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分）、除雪作業用品の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を講じるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及・啓発を行う。

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努める。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

また、熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、市に伝達する体制整備に努める。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市、県及び熊谷地方気象台は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

3 避難所の確保

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「震災対策編第2章第8節第7避難」に準じて、必要に応じ避難所をあらかじめ確保する。

4 建築物の雪害予防

(1) 物的被害を軽減させるための措置

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

ア 新施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

イ 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

5 道路交通対策

(1) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市は、県や国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

「震災対策編第2章第8節第2 防災拠点の整備」を準用する。

(2) 道路交通の確保

市は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

なお、道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

(3) 雪捨て場の選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて、適当な雪捨て場を選定する。

6 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、気象予報等に基づき計画運休が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

7 ライフラインにおける雪害対策の推進

(1) ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

(2) ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう連携体制の強化を図るものとする。

8 農産物等への被害軽減対策

市及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるため、農業団体等と連携を密にして、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討するとともに、被害防止に関する指導を行う。

第2 応急対策

【安心安全課】【各課】

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。

1 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確

保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「風水害対策編第3章第4節特別警報・警報・注意報等の伝達」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段のなかから、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。行動例は次のとおりとする。

ア 不要不急の外出は極力避ける。

イ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。

ウ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

エ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。

オ 自動車が立ち往生した場合に自動車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。

カ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。

キ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

(1) 道路開削等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 効率的な除雪

異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(3) 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。なお、除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息

時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊等により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「風水害対策編第3章第9節避難支援」を準用する。

5 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

また、市及び県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

6 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「風水害対策編第3章第10節救急救助・医療救護」を準用する。

7 地域における除雪協力

除雪は、土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第3 復旧対策 【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。

「震災対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。

2 その他復旧対策

「震災対策編第4章第1節迅速な災害復旧」を準用する。

3 生活再建等の支援

「震災対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。

